



令和6年度 埼玉県総合評価審査委員会

埼玉県 県土整備部 建設管理課



本日も説明する内容

議事1 令和6年度 埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況等 【資料1】

- (1) 工事
 - 1) 埼玉県総合評価方式の仕組み
 - 2) 埼玉県総合評価方式の実施状況
 - 3) 総合評価方式の効果
- (2) 委託
 - 1) 埼玉県総合評価方式の仕組み
 - 2) 埼玉県総合評価方式の実施状況
 - 3) 総合評価方式の効果

議事2 令和7年度 埼玉県総合評価方式改定方針（案） 【資料2】

- (1) 工事
 - 1) アンケート調査、業界からの意見・要望
 - 2) 令和7年度の改定方針（案）
 - 3) 改定内容
 - 4) 令和8年度以降の改定に向けた事前周知について
- (2) 委託
 - 1) アンケート調査、業界からの意見・要望
 - 2) 令和7年度の改定方針（案）
 - 3) 改定内容
 - 4) 令和8年度以降の改定に向けた事前周知について



【資料1】

議事1

令和6年度

埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況等



議事1 令和6年度 埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況等

(1) 工事

1) 埼玉県総合評価方式の仕組み



1)-1 本県における公共工事の品質確保の取組

平成17年4月1日施行 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」



平成18年度 総合評価方式による入札を開始
埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver1 を策定
(埼玉県が施行する総合評価方式における落札者決定基準及びその他実施方法等の共通事項を定めたもの)

品確法の改正、社会情勢の変化、
受発注者の意見等を踏まえ、
ガイドラインを毎年改定



平成26年6月 品確法改正

令和元年6月 品確法改正

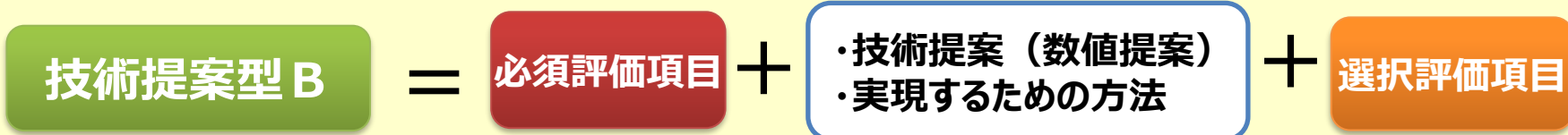
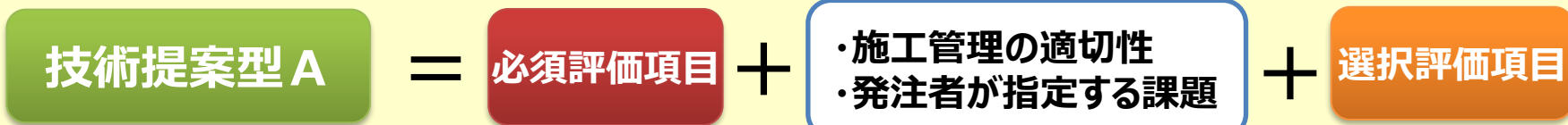
令和6年度
埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver19 を策定
(令和6年7月以降に公告する案件に適用)

令和6年6月 品確法改正

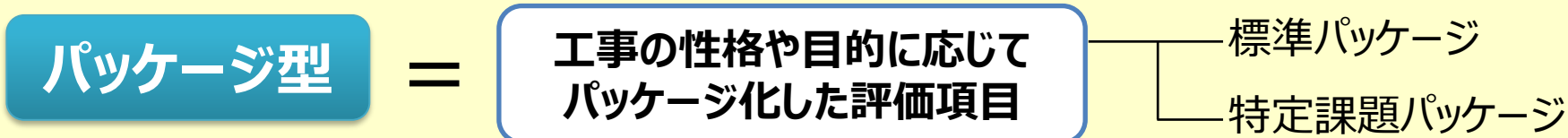


1)-2 総合評価方式の種類（建設工事）

技術提案型（課題等を設定し評価する型）

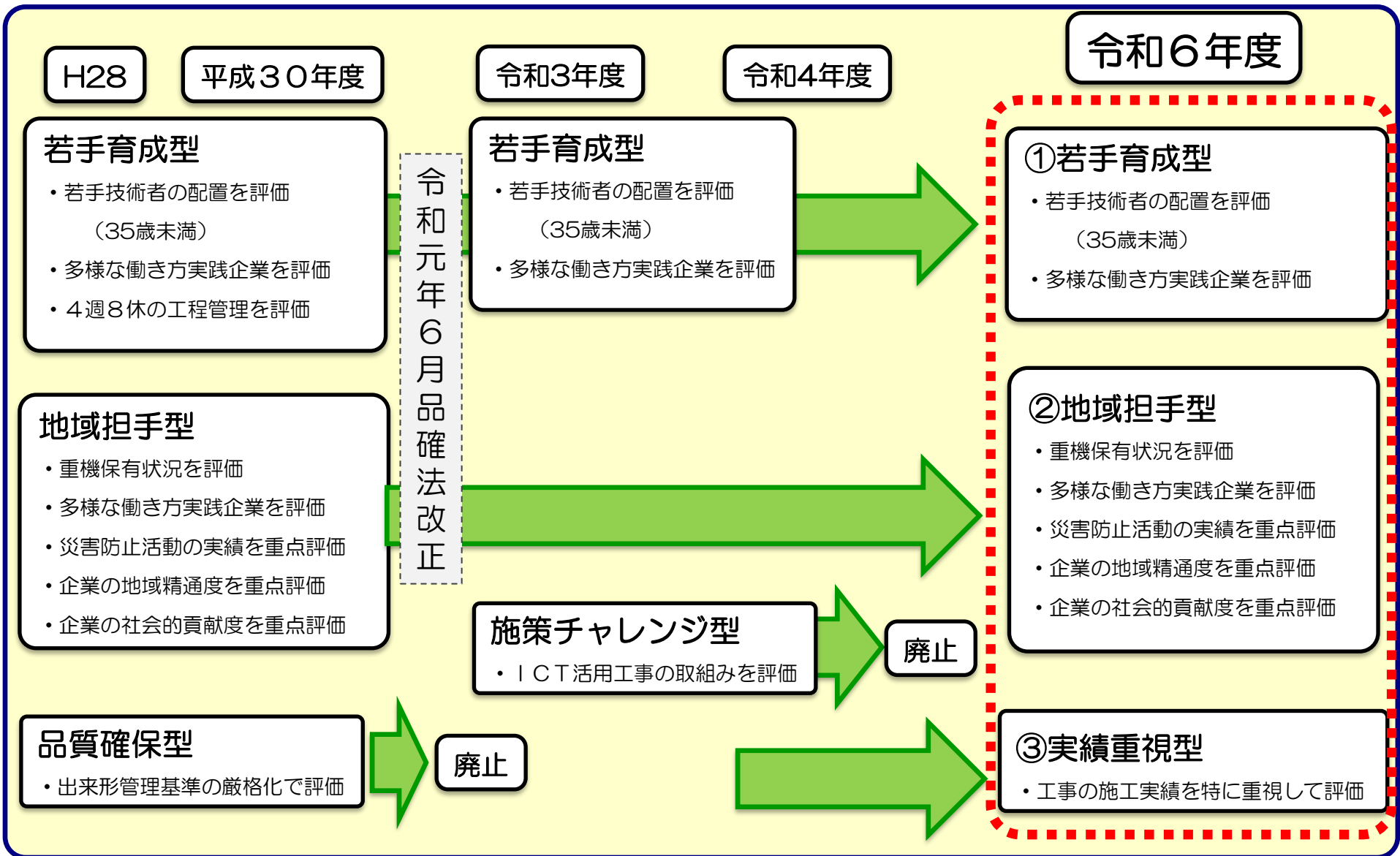


簡易型（課題等を設定せずに主に実績を評価する型）





1)-3 特定課題対策パッケージの種類と変遷

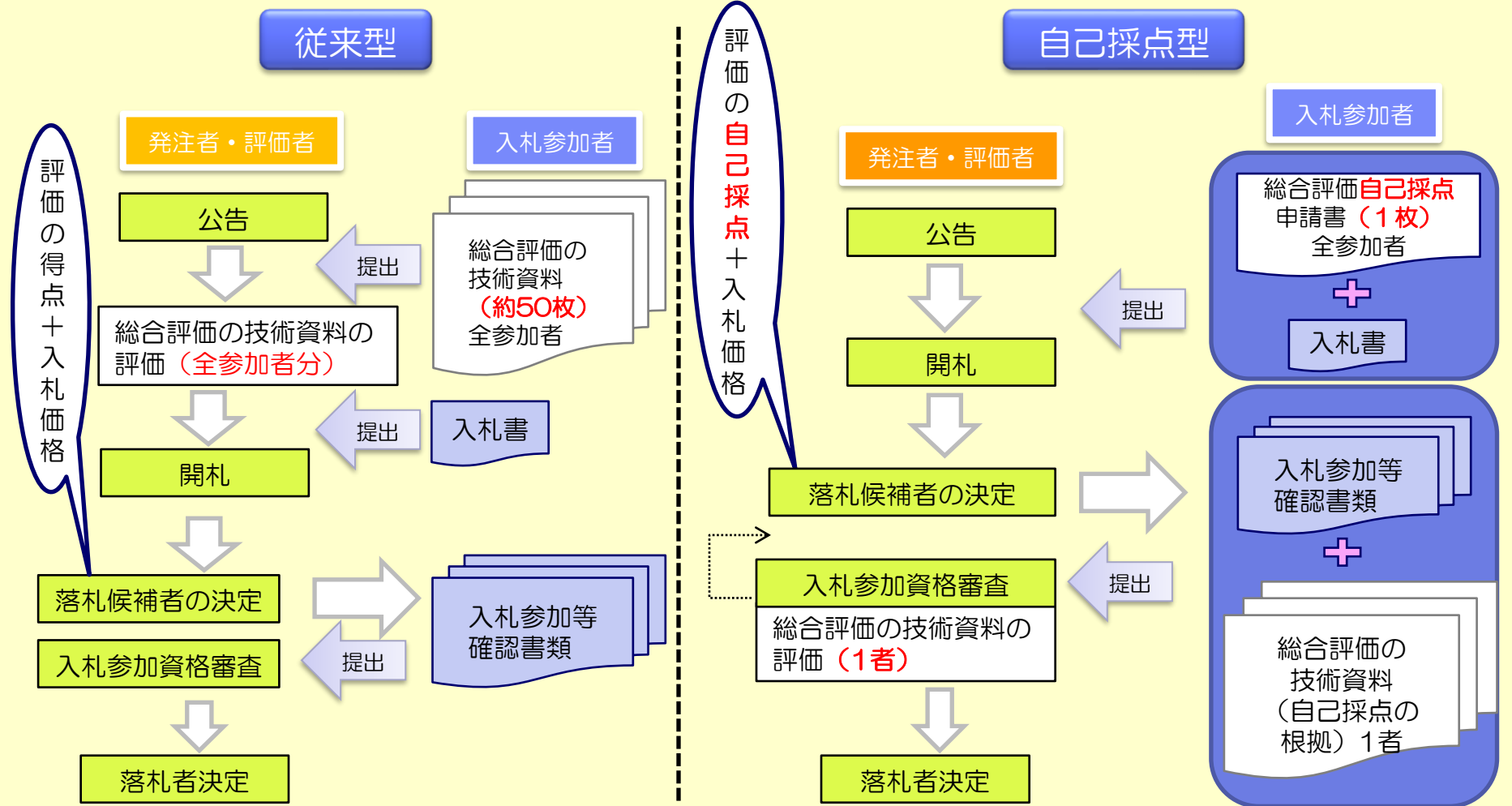




1)-4 事務負担軽減の取組① (自己採点方式)

従来型

自己採点型





1)-5 事務負担軽減の取組② (技術資料作成の留意点)

埼玉県ホームページでの情報提供

彩の国 埼玉県
Saitama Prefecture

トップページ > 県政情報・統計 > 県概要 > 組織案内 > 県土整備部 > 県土整備部の地域機関 > 総合技術センター > 総合評価方式 > 総合評価方式ガイドライン等資料集

ページ番号：173402 掲載日：2022年10月12日

総合評価方式 ガイドライン等資料集

【工事】ガイドライン等資料集

埼玉県総合評価方式活用ガイドライン (Ver.17)
(「公告日：R4/7/1～R5/6/30」の案件に適用)

資料名	最終更新日
ガイドライン 本編【建設管理課HPへ】	-
ガイドライン 参考資料編【建設管理課HPへ】	-
技術資料作成の手引き(ガイドラインVer.17対応版) (PDF: 4.202KB)	R4/6/17
技術資料作成の手引き(変更箇所解説版) (PDF: 1.172KB)	R4/6/17
様式集(技術資料、その他様式) (ZIP: 2.691KB)	R4/10/12
技術資料作成の留意点 (PDF: 406KB)	R4/6/23

データ集	最終更新日
埼玉県発注工事・業務委託 成績評定一覧【建設管理課HPへ】	-
優秀工事表彰(令和元年度～令和3年度) (エクセル: 85KB)	R4/6/28
優秀技術者表彰(平成29年度～令和3年度) (エクセル: 125KB)	R4/6/28
災害復旧工事契約実績(令和2年度～令和3年度) (エクセル: 20KB)	R4/6/23
4週8休工事実績(令和元年度～令和3年度) (エクセル: 108KB)	R4/7/11
埼玉県エコアップ認証事業所【温暖化対策課HPへ】	-
評価基準・評価対象となる研修の経緯について【建設管理課HPへ】	-

● 評価項目別の間違い事例と対策

評価項目等	番号	事例	ポイントと対策	備考 ^{※1}	チェック欄	
工事成績評定 (企業の技術能力、 配置予定技術者の 技術能力)	18	様式(企業)の「工事業種」「工事名」「工事場所」欄が未記入・誤記	未記入や誤記があると加点されない場合があります。埼玉県ホームページで実績を確認し転記してください。 ^{※1}	◆◆◆	□	
	19	様式(技術者)の「工事名」「工事場所」「契約工期」「完成年月日」「役割」欄が未記入・誤記	同上	◆◆◆	□	
	20	実績があるにもかかわらず申請なし	自己採点方式では申請点以上の加点はされません。埼玉県ホームページで実績を確認し転記してください。 ^{※1}	☆☆☆ ◆	□	
	21	平均点が81点の場合は配点は1点だが、自己採点では2点 ^{※4}	入札説明書の評価基準を確認し記入してください。	★	□	
	22	平均点が78点の場合は配点は1点だが、自己採点では0点 ^{※4}	自己採点方式では申請点以上の加点はされません。入札説明書の評価基準を確認し記入してください。	☆☆	□	
	23	様式の添付もれ	様式がないと加点されない場合があります。入札説明書で必要な用紙を確認し提出してください。	◆	□	
	24	JVの実績を証明する資料(代表構成員であることが分かる資料)の添付もれ	添付資料がないと加点されません。入札説明書で求められている提出資料を確認し添付してください。	◆	□	
	25	対象業種と異なる業種の成績も記入	企業の成績では対象業種の条件があり、対象業種と異なる工事については加点対象とはなりません。入札説明書と記入内容を確認してください。	◆	□	
	■様式了(ア) ■様式ウ(ア)	26	異なる対象年度の成績を記入	対象年度が異なると加点されない場合があります。埼玉県ホームページで実績を確認し転記してください。 ^{※1}	◆ ◆◆	□

● 加点されなかった提案事例

求める工夫	提案事例	評価の視点(※)
コンクリートの打設に関する工夫	プラントからの運搬時間を考慮して、プラント出発時からコンクリート打設完了までを75分以内にする。そのため、プラント出発から〇〇分を過ぎたものは受け入れない。	【IV 求める工夫に該当しない】 運搬時間に関する提案は打設前の工夫であり、打設方法に関する記載がないため、加点されません。
	コンクリートの打設面に、「コンクリート打継剤」を使用する。	【IX 具体的な効果が確認できない】 使用する材料が特定できず、「効果があるのか」「悪影響はないのか」が不明確なため、加点されません。
設計鉄筋かぶりを確実に確保するため、鉄筋にボルト留めした〇〇を使用する。	設計鉄筋かぶりを確実に確保するため、鉄筋にボルト留めした〇〇を使用する。	【IX 具体的な効果が確認できない】 〇〇を適用する鉄筋径はD〇〇～D△△となっています。本欄脚では主筋がD〇〇～D△△以外であることから適用外であり、加点されません。
	コンクリートの発射し時点において、品質管理基準で定められた単位水量測定回数よりも多い頻度で測定・管理する。	【IX 具体的な効果が確認できない】 品質管理基準で定められた測定頻度を増やす提案では、全量に対して具体的な効果が確認できないため、加点されません。



1)-6 事務負担軽減の取組③ (一括審査方式)

1 一括審査の試行対象工事

簡易型のうち

- 工種が比較的少ない工事
- 工事内容がほぼ同一な工事

(対象となる工事の例)

- 舗装の切削オーバーレイ工事
- 施工内容が近い堤防工事
- // 歩道工事 など

2 導入方法 (総合評価審査会での審議方法)

通常審査

- 工事場所
- 工事概要
- 評価項目

※発注機関の担当職員が出席

資料により
1件毎に説明し
審査



小委員会の
了承を得て
審査を簡略化

一括審査

発注機関ごとに

○同種工事は評価項目を一括審査

- 工事場所
- 工事概要

1件毎の説明
審査を省略

※発注機関の担当職員の出席は原則不要



1)-7 事務負担軽減の取組④-1 (技術資料の提出省略の試行)

埼玉県総合評価方式の入札における 技術資料の提出省略に関する試行

1 目的
総合評価方式の入札に参加する企業の
事務の簡素化
(既存データベースの活用による
バックヤード連携)

2 内容
技術資料(添付資料)の提出を省略
※ 企業に技術資料の提出を求めている評価項目
のうち7項目について、県等が保有するデータ
ベースでの確認することとし、技術資料の提出
を省略できるものとする。

3 対象
県土整備部が令和7年1月7日から同
年6月30日までに公告し、総合評価方式による入札を行う工事(入札課が公告
する大規模工事は除く)。

技術資料の提出要否一覧(パッケージ型での例)

種別	評価項目		パッケージ型					
			標準パッケージ			特定課題対策パッケージ		
			土木型	建築型	設備型	若手育成型	地域担手型	実績重視型
必須評価項目	企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	○	◎	◎	○	◎	◎
		(イ) 施工実績	◎	*1	*1	○	○	○
必須評価項目	企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(イ) 災害防止活動等の実績	○	○	○	◎	◎	◎
必須評価項目	配置予定技術者の技術能力	(ア) 工事成績評定	◎	◎	◎	○	○	○
		(イ) 施工経歴	○	*1	*1	○	○	○
必須評価項目	工学的技術提案	(ア) 工程管理の適切性	○	○	○	○	○	○
		(イ) 品質管理の適切性	○	○	○	○	○	○
		(ウ) 安全管理の適切性	○	○	○	○	○	○
		(エ) 発注者が指定した課題への対応的確性	○	○	○	○	○	○
		(オ) 技術提案	○	○	○	○	○	○
必須評価項目	オ 定量的技術提案	(イ) 技術提案を実現するための方法	○	○	○	○	○	
		(ア) 技術提案	○	○	○	○	○	
必須評価項目	カ 企業倫理や信頼性等	(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等	◎	◎	◎	◎	◎	
		(イ) 総合評価の不履行	◎	◎	◎	◎	◎	
		(ウ) カ(ア)(イ)に該当しない入札参加停止措置	◎	◎	◎	◎	◎	
必須評価項目	キ 企業の技術能力	(ア) 竣工完了実績	○	○	○	○	○	
		(イ) 新製品・新技術の活用	○	○	○	○	○	
		(ウ) 優秀工事表彰	◎	◎	◎	○	○	
		(エ) ISO9001の取得	○	◎	◎	○	○	
		(オ) 登録基礎技能者の配置	○	○	○	○	○	
		(ウ) 労働災害防止対策	○	○	○	◎	○	
		(イ) 技術者の専門技術力(ヒアリング)	○	○	○	○	○	
必須評価項目	ク 配置予定技術者の技術能力	(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢(ヒアリング)	○	○	○	○	○	
		(ウ) 技術者の対応能力(ヒアリング)	○	○	○	○	○	
		(エ) 保有する資格	◎	○	○	○	○	
		(オ) 優秀技術者表彰	◎	◎	◎	○	○	
		(ウ) 継続教育(CPD)への取組	○	○	○	○	○	
		(ア) 地理的条件	◎	○	○	◎	◎	
		(ア) 企業の社会的貢献の実績(施設管理への協力活動・研修)	◎	○	◎	○	◎	
選択評価項目	コ 企業の社会的貢献度	(イ) 除雪契約実績	◎	○	○	○	○	
		(ウ) 障害者雇用	◎	◎	◎	○	○	
		(エ) CO2削減対策	○	◎	◎	○	○	
		(オ) 重機保有状況	○	○	○	○	◎	
		(ウ) パートナースHIP構築宣言の公表	○	○	○	○	○	
選択評価項目	ク 担い手確保・育成に関する取組	(ホ) 埼玉県SDGsパートナーへの登録	○	○	○	○	○	
		(ア) インターンシップ等の受入れ実績	○	◎	◎	○	◎	
		(イ) 多様な働き方実践企業の認定	◎	◎	◎	◎	◎	
		(ウ) 若手技術者の配属	○	○	○	◎	○	
		(エ) 4週8休を確保した工事実績	○	○	○	○	○	
選択評価項目	シ 生産性の向上	(オ) CCUS活用工事の実施	○	○	○	○	○	
		(ア) ICT活用工事の実施	○	○	○	○	○	
選択評価項目	ス その他	(ア) 県内下請の選定	◎	◎	◎	○	○	
		(イ) 建設資材県産品の選定	◎	○	○	○	○	
		(ウ) 手持ち工事量	○	○	○	○	◎	


凡例

- 現在でも技術資料の提出を不要としている評価項目
- ◎ 必ず設定する評価項目
- 選択できる評価項目
- ◎ 今回の試行で、新たに技術資料の提出を不要とする評価項目
- 選択できない評価項目
- ◎ 従来通り技術資料の提出が必要な評価項目
- *1 (ア)、(イ)どちらかを選択



1)-8 事務負担軽減の取組④-2 (技術資料の提出省略の試行)

埼玉県総合評価方式の入札における技術資料の提出省略に関する試行

【現規定】	土木型	建築型	設備型	若手育成型	地域担手型	実績重視型
技術資料の提出が不要な項目数（現規定）	15	7	8	6	7	5
評価項目数（必須選択項目＋選択項目） ※技術提案に係る項目を除く	29	16	18	12	14	8
技術資料の提出が不要な項目割合	51.7%	43.8%	44.4%	50.0%	50.0%	62.5%
【試行後】 技術資料提出不要な項目約5割から約7割へUP 						
技術資料の提出が不要な項目数（試行後）	19	11	12	9	10	5
評価項目数（必須選択項目＋選択項目） ※技術提案に係る項目を除く	29	16	18	12	14	8
技術資料の提出が不要な項目割合	65.5%	68.8%	66.7%	75.0%	71.4%	62.5%

引き続き、総合評価方式の入札に参加する企業の事務の簡素化のため、技術資料の提出省略、提出された資料のデータベース化等の検討、取組を進める。



1)-9 低入札対策

総合評価方式では、低入札価格調査制度を採用していることから、低価格での落札者が発生する可能性がある



低入札（ダンピング）対策として、下記の取組を実施

- ① 調査基準価格を段階的に引き上げ（H23～）
- ② 失格基準価格の導入（H24.1～）
- ③ 低入札価格調査を経て契約する工事の契約条件の追加（H24.1～）
- ④ 価格の「見なし評価」の導入（H20～）



1)-10 低入札対策①② (調査基準価格等の導入、引き上げ)

調査基準価格の導入、段階的な引き上げ

平成18年	4月	導入
平成20年	9月	引き上げ
平成21年	7月	引き上げ
平成21年	9月	引き上げ
平成23年	8月	引き上げ
平成25年	6月	引き上げ
平成28年	5月	引き上げ
平成29年	5月	引き上げ
令和 元年	5月	引き上げ
令和 4年	4月	引き上げ

失格基準価格の導入、引き上げ

平成24年	1月	導入
平成25年	6月	引き上げ

令和 3年12月 引き上げ



1)-11 低入札対策③ (低入札調査後の契約で追加となる契約条件)

低入札価格調査を経て契約する工事の契約条件

主任（監理）技術者の専任【兼務不可】	【通常の工事】 請負金額4,500万円以上の工事	→ 【低入札の工事】 金額に関係なく全ての工事
追加技術者の専任【兼務不可】	【通常の工事】 ・現場代理人 ・主任（監理）技術者	+ 【低入札の工事で追加】 ・追加技術者(主任(監理)技術者と同等の資格を有し、これを補助する技術者)
契約保証金の増額	【通常の工事】 請負金額の10%	→ 【低入札の工事】 請負金額の30%
前払い金の減額	【通常の工事】 請負金額の40%	→ 【低入札の工事】 請負金額の20%
契約不適合責任期間の延長	【通常の工事】 2年	→ 2倍 → 【低入札の工事】 4年
工事成績評定に対する同意	【通常の工事】 特に規定なし	→ 【低入札の工事】 ・85点未満であった場合、その後1年間は調査基準価格未満での契約締結はできない

1)-12 低入札対策④（価格の見なし評価）

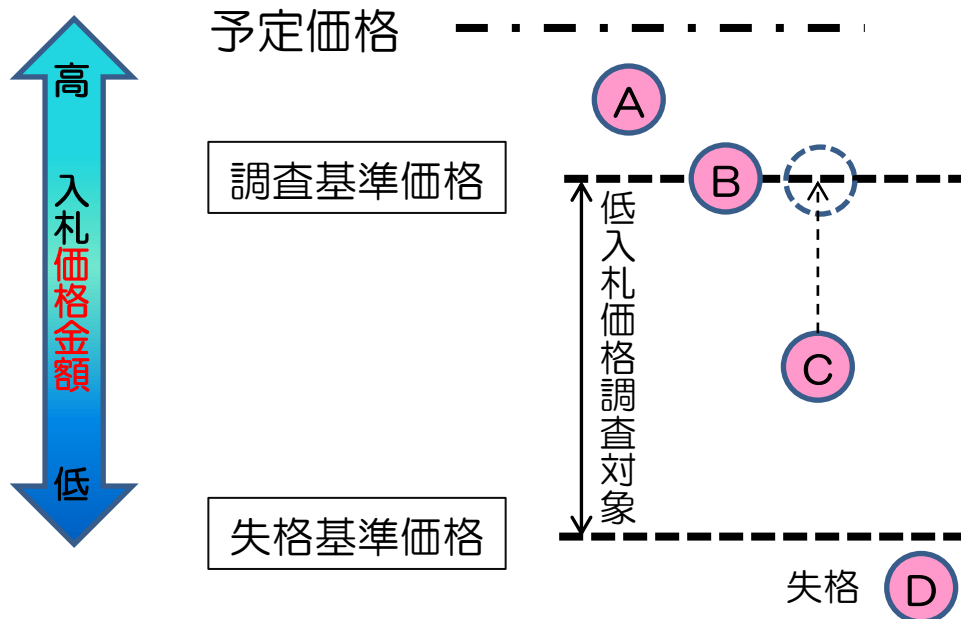
価格の見なし評価

評価値を算出する際の埼玉県ルール

評価値の算出にあたり、入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合には、調査基準価格（税抜）を入札価格として見なす。なお、契約は入札価格とする。

※見なし評価の取り止めを実施する際には、入札説明書に見なし評価を取りやめることを明記する。

見なし評価の概念図



【Cの入札例について】

- 入札価格は調査基準価格を下回っている。
- 入札価格が調査基準価格を下回った場合には、下回った分の評価はしない。
- 入札価格は、調査基準価格と同額であったと「**見なしして**」評価値を算定する。」
- 低入札価格調査制度実施要領に基づく調査の結果、適切な入札価格であったと認められない場合は、落札者（落札候補者）としない。
- 契約は見なす前の入札価格とする。

【Dの入札例について】

- 失格基準価格を下回った入札は、失格とする。



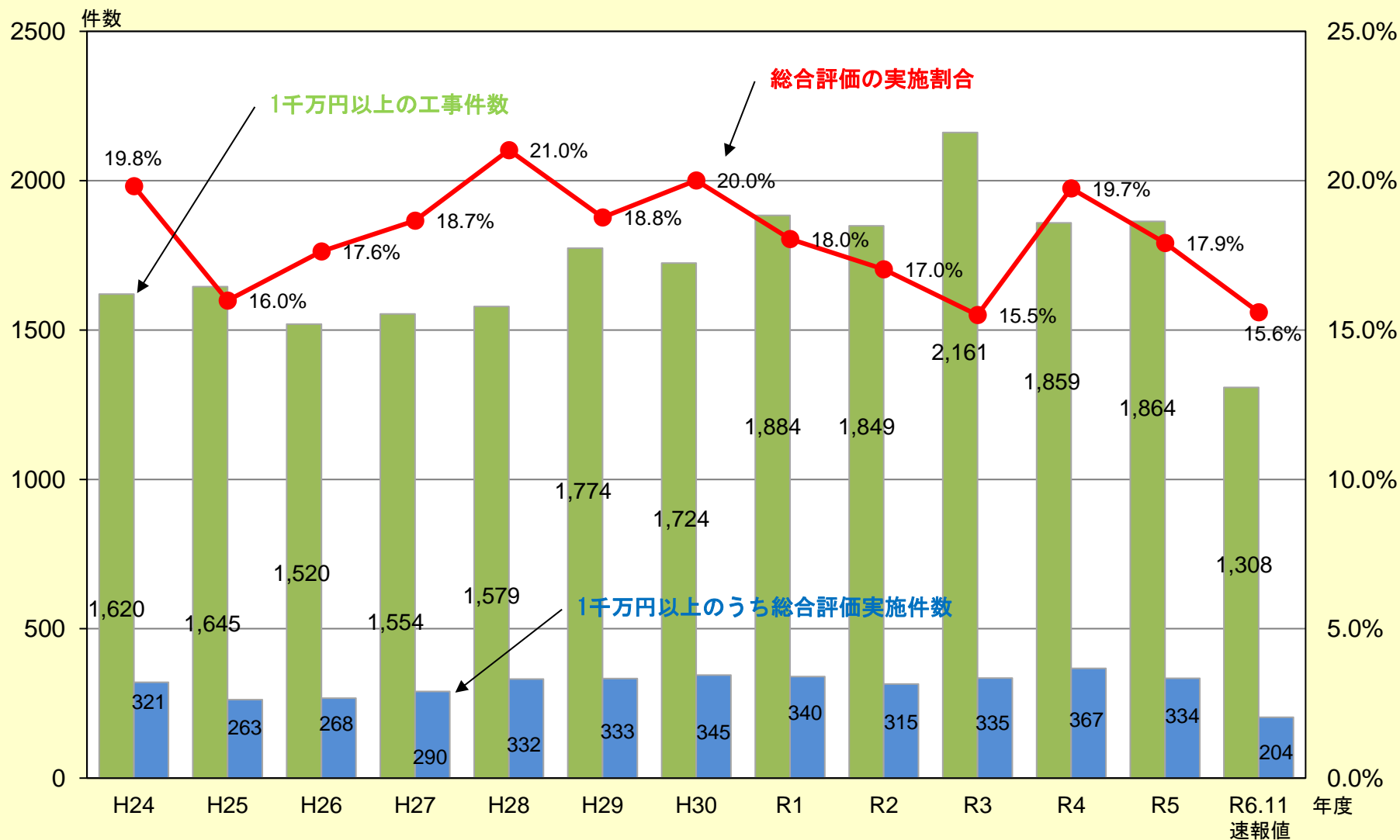
議事1 令和6年度 埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況等

(1) 工事

2) 埼玉県総合評価方式の実施状況

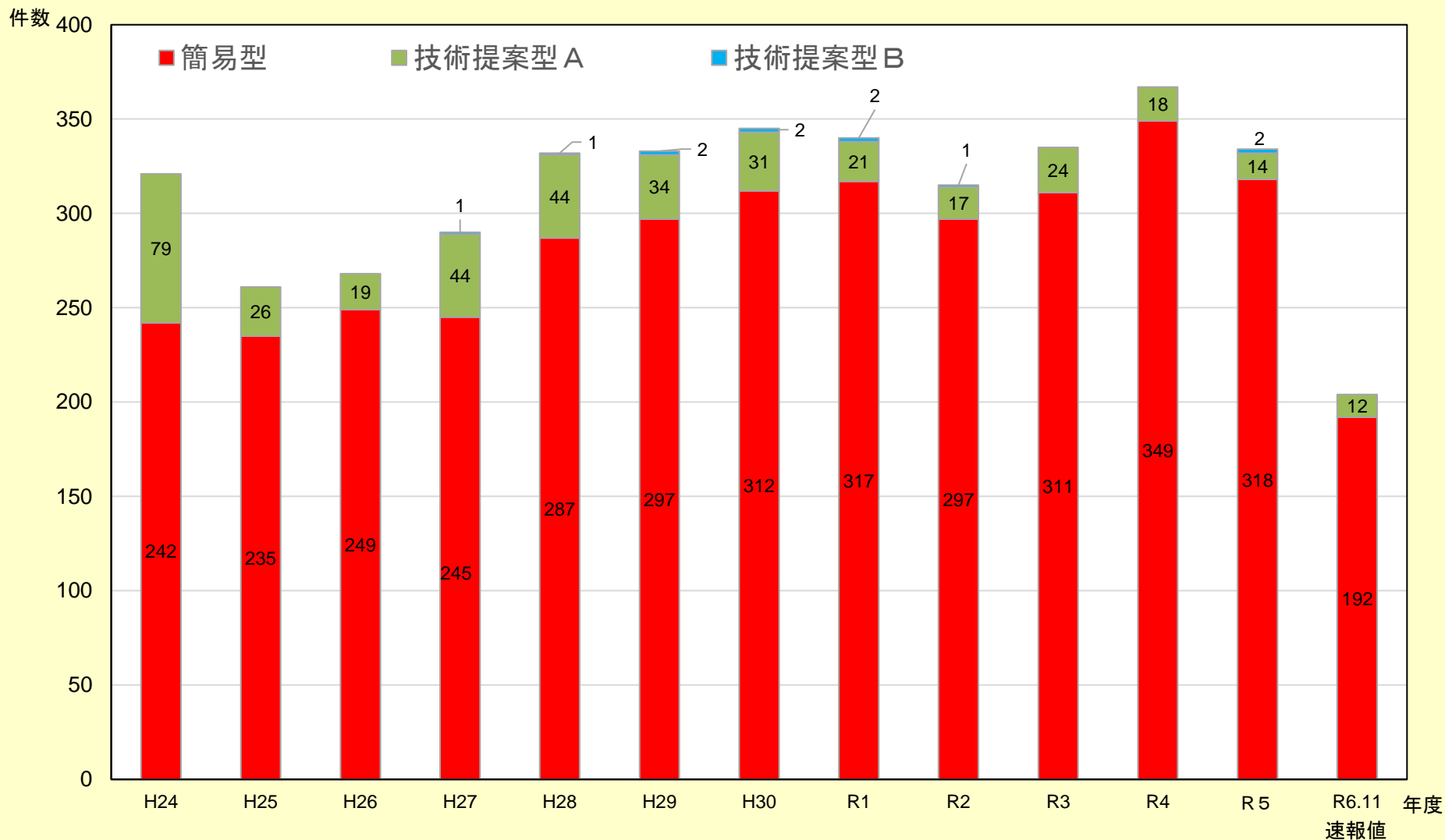


2)-1 総合評価方式の実施状況・実施割合 (建設工事)





2)-2 総合評価方式の種類別実施状況 (建設工事)





2)-3 総合評価方式の実施状況（標準パッケージ実施件数）

標準パッケージ（工事）の実施件数

年度 タイプ	R元	R2	R3	R4	R5	R6 11月末 速報値
土木Ⅰ型	66件	44件	51件	33件	26件	40件 (土木型、Ⅰ、Ⅱ型)
土木Ⅱ型	102件	83件	75件	61件	34件	
土木Ⅲ型	6件	3件	3件	—	—	—
建築型	8件	10件	9件	5件	6件	3件
設備型	30件	21件	9件	13件	10件	5件
評価項目 選択型	42件	58件	64件	75件	70件	50件
合計	254件	219件	211件	187件	146件	98件

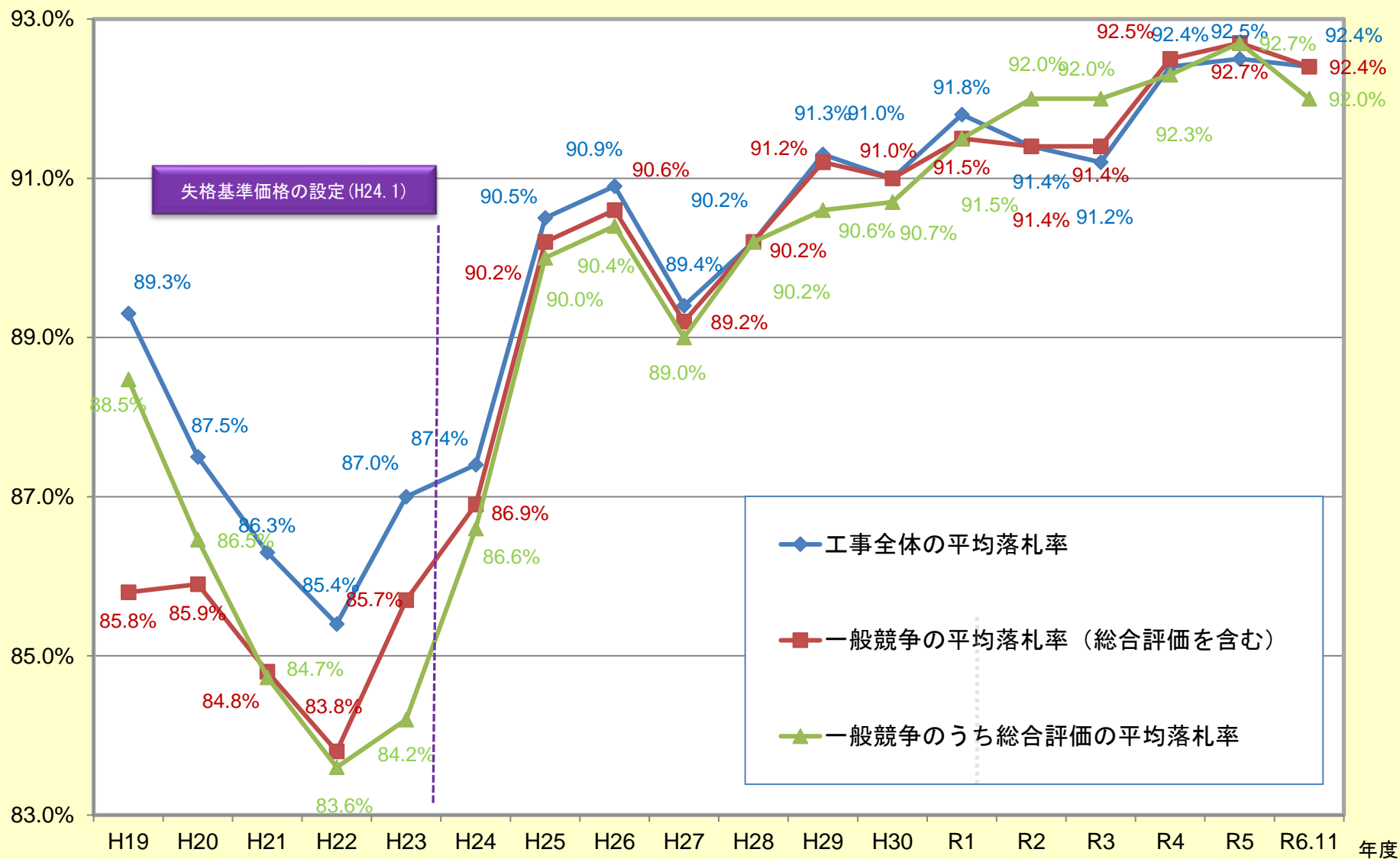


2)-4 特定課題対策パッケージの実施状況

パッケージの型	年度	試行件数						R6 11月末 速報値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
若手育成型		5件	9件	9件	7件	2件	7件	2件
地域担手型		48件	51件	67件	92件	85件	116件	75件
実績重視型 ※(R4～)		—	—	—	—	71件	47件	17件
施策チャレンジ型 ※品質確保型(～R3)		6件	3件	2件	1件	4件	2件	—
合計		59件	63件	78件	100件	162件	172件	94件

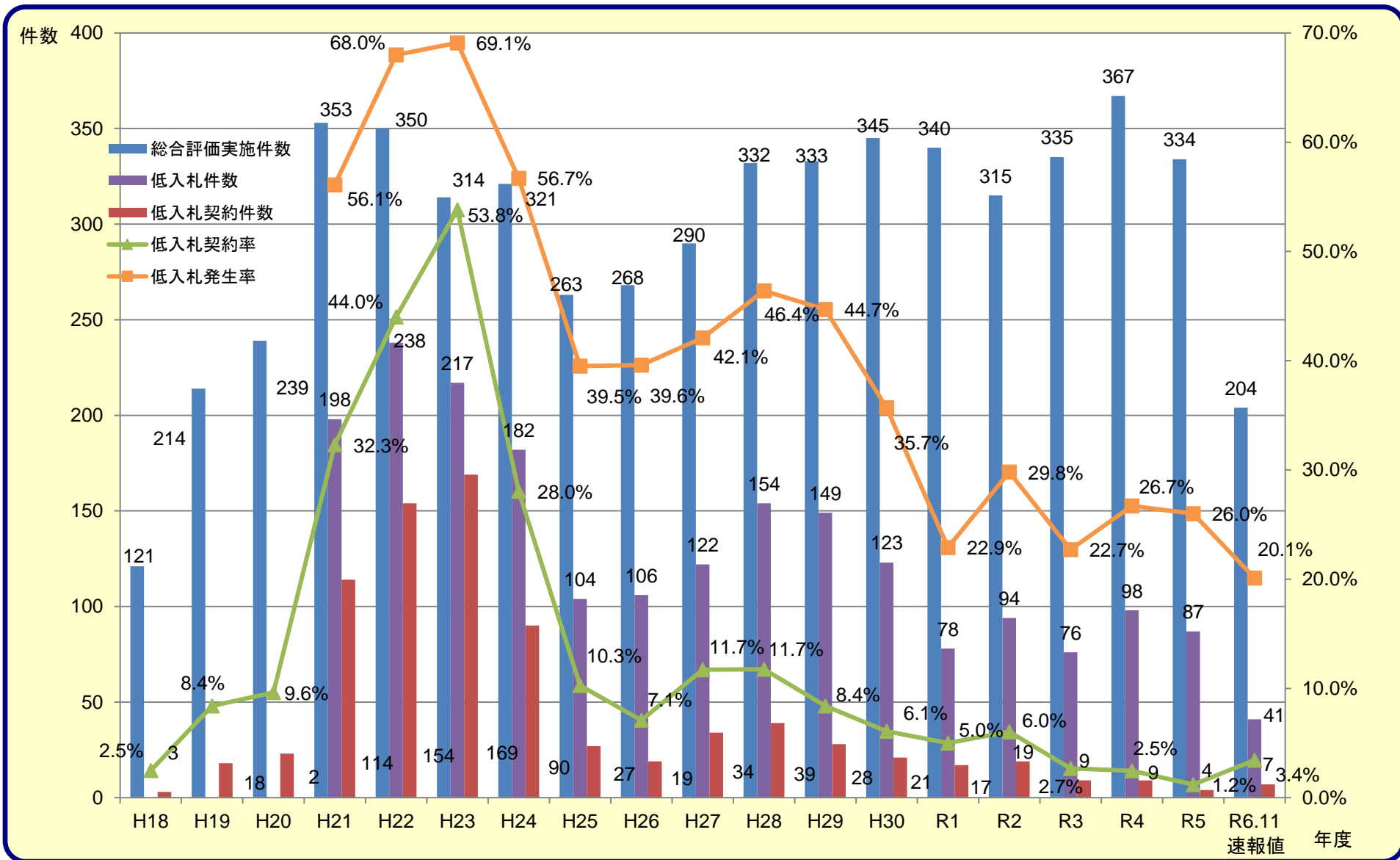


2)-5 低入札対策（入札方式別の落札率）





2)-6 低入札の発生状況 (総合評価方式)





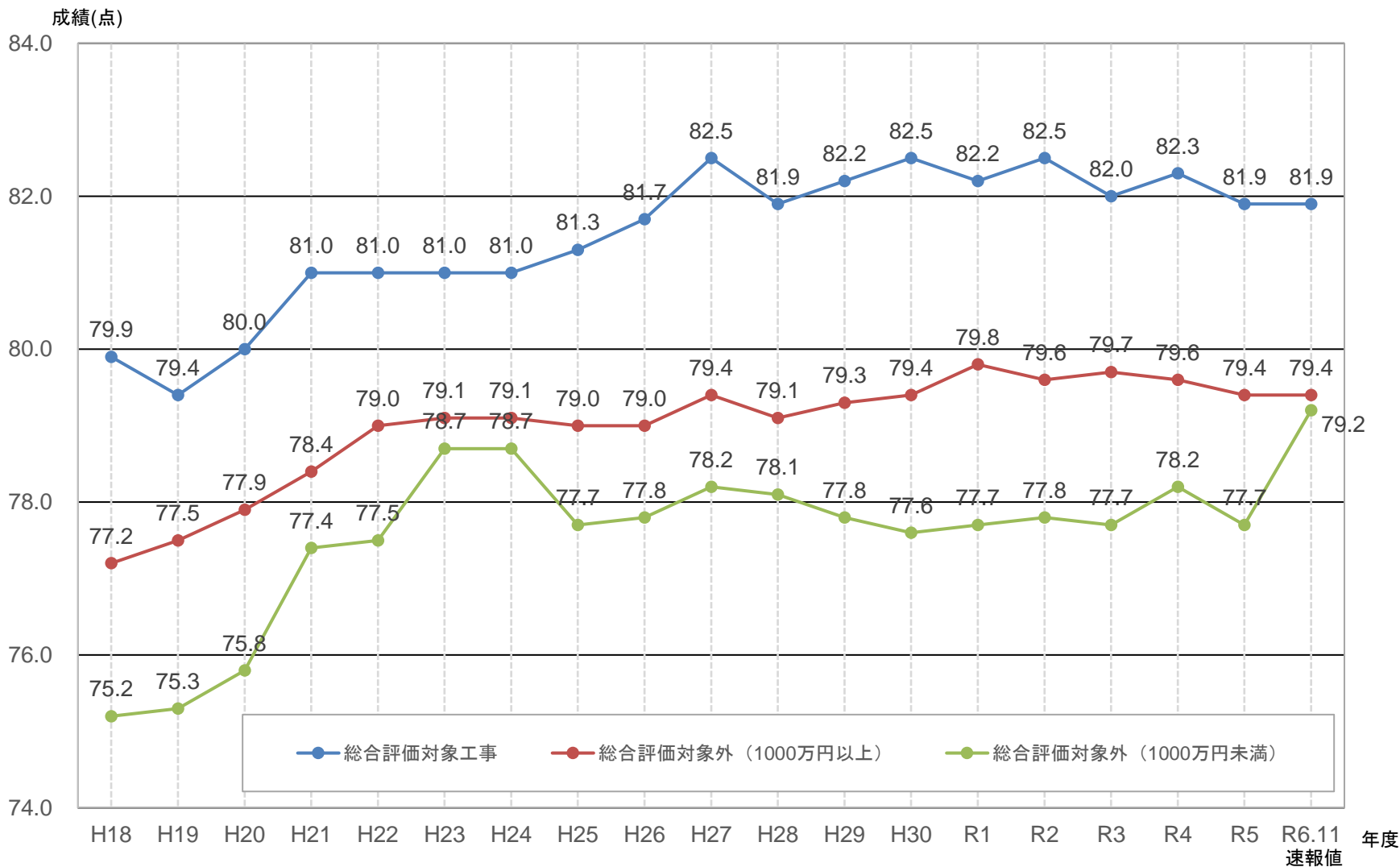
議事1 令和6年度 埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況等

(1) 工事

3) 総合評価方式の効果



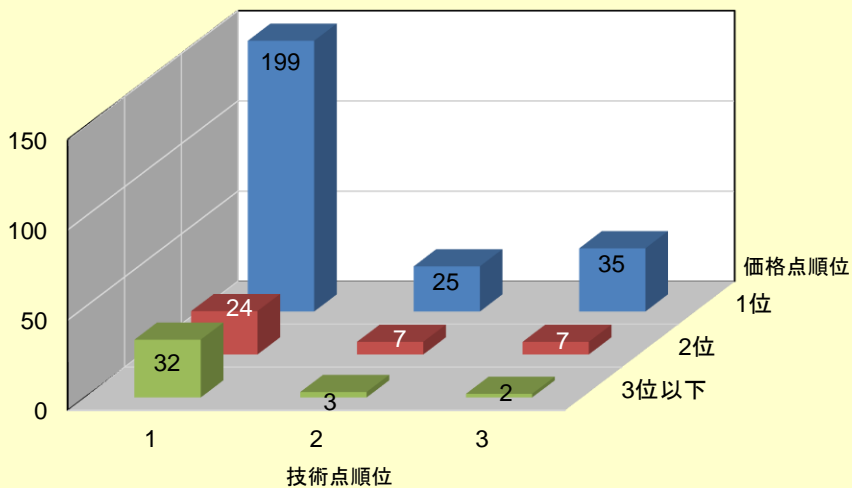
3)-1 総合評価方式の効果（工事成績評定の推移）





3)-2 総合評価方式の効果（技術点と価格点別の契約状況）

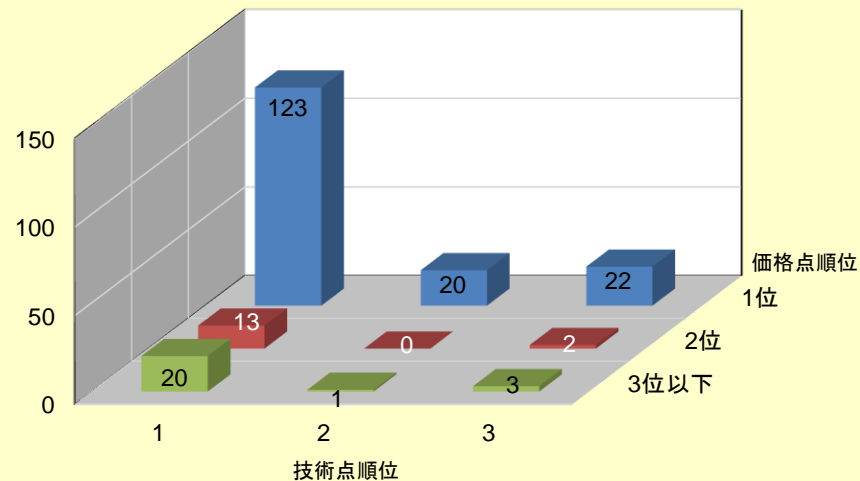
価格点順位と技術点順位の関係（R5年度）



構成比

R5		技術点			
		1位	2位	3位以下	
価格点	1位	59.6%	7.5%	10.5%	77.5%
	2位	7.2%	2.1%	2.1%	11.4%
	3位以下	9.6%	0.9%	0.6%	11.1%
		76.3%	10.5%	13.2%	100.0%

価格点順位と技術点順位の関係（R6年11月末速報値）



構成比

R6.11末速報値		技術点			
		1位	2位	3位以下	
価格点	1位	60.3%	9.8%	10.8%	80.9%
	2位	6.4%	0.0%	1.0%	7.4%
	3位以下	9.8%	0.5%	1.5%	11.8%
		76.5%	10.3%	13.2%	100.0%



議事1 令和6年度 埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況等

(2) 委託

1) 埼玉県総合評価方式の仕組み



1)-1 本県における土木工事委託業務の品質確保の取組

平成6年度～ 簡易公募型プロポーザル方式の導入

調査、計画、設計等のうち、高度な知識が要求される、あるいは高度な構想力、応用力が要求される業務等が対象



平成21年度 簡易公募型プロポーザル方式の見直し

プロポーザル方式の拡大のため、手続きの簡略化、書類の簡素化

平成24年度～ 簡易公募型指名競争入札（総合評価方式）の部内試行

建設工事に係る設計業務委託の委託契約において、価格及びその他の条件が最も有利となる者を落札者とする方式



令和元年6月 品確法改正

令和元年10月～ 土木設計業務等における総合評価方式の試行【県土整備部】



令和5年度～ 土木設計業務等における総合評価方式の部局拡大

※拡大対象となる主な部局：農林部、都市整備部、企業局、下水道局

令和6年度～ 土木工事委託業務に対象業務を拡大（地質・土質調査、測量業務を追加）



1)-2 埼玉県総合評価方式の仕組み（委託）

- 技術提案型（重要な業務項目における課題等を設定し評価するタイプ）

技術提案型

=

必須評価項目

+

選択評価項目

- 簡易型（課題等を設定せずに主に実績を評価するタイプ）

実施方針型（業務の実施方針のみ求めるタイプ）

実施方針型

=

必須評価項目

+

選択評価項目

実績重視型（過去の類似業務実績を評価するタイプ）

実績重視型

=

必須評価項目

+

選択評価項目

地域担手型（地域への精通度を評価するタイプ）

実績重視型

=

必須評価項目

+

選択評価項目



1)-3 低入札対策 (低入札で追加となる契約条件)

低入札価格調査を経て契約する委託業務の契約条件

管理技術者又は技術
管理者の専任
【兼務不可】

【通常の委託】
専任を求めない

【低入札の委託】
専任を求める

第三者照査の実施

【通常の委託】
照査技術者による照査

【低入札の委託】
第三者照査の実施
(落札者の費用で、再委託とする)

監督体制等の強化

【通常の委託】
通常の監督体制

【低入札の委託】
重点的な監督
厳格な検査の実施



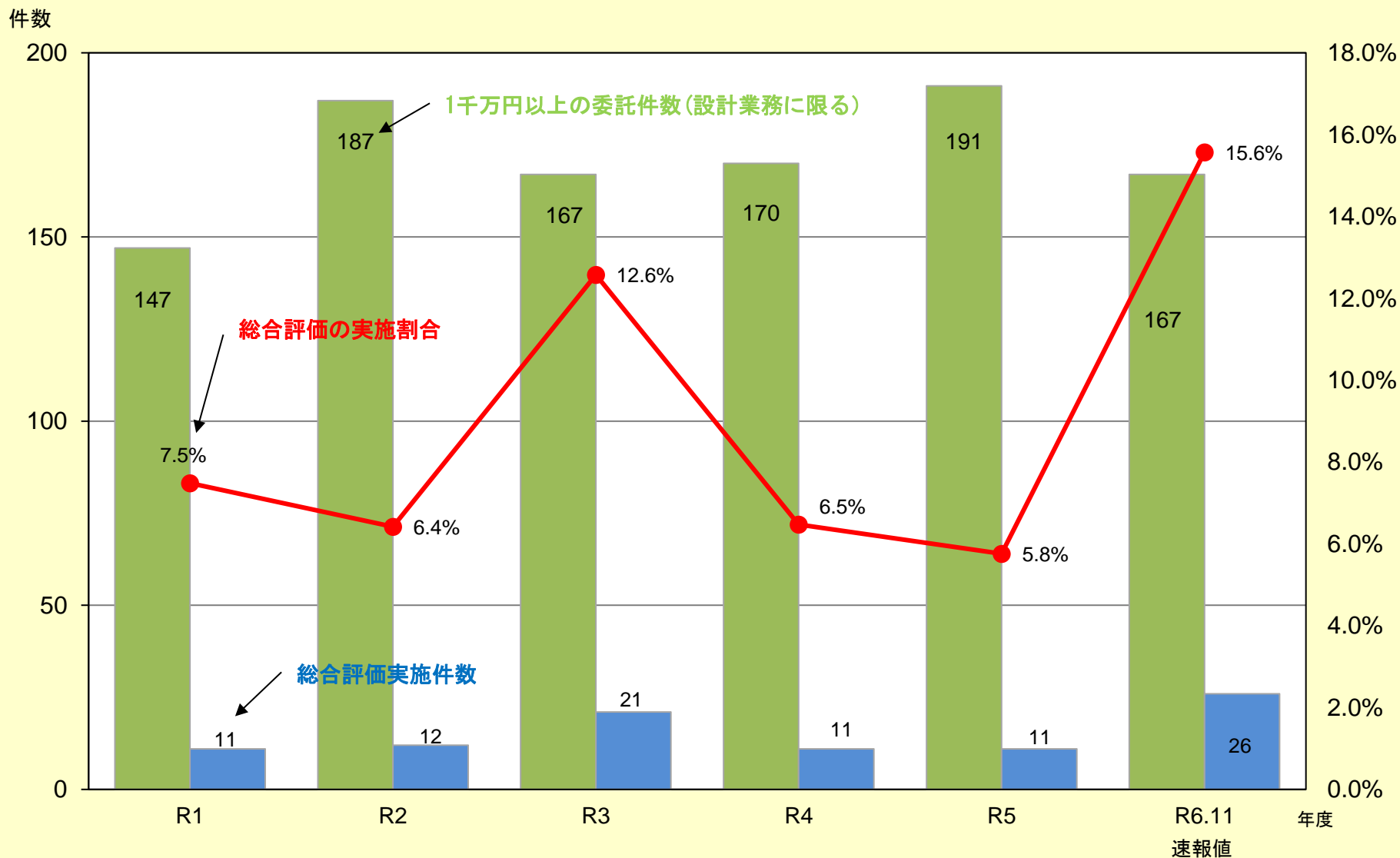
議事1 令和6年度 埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況等

(2) 委託

2) 埼玉県総合評価方式の実施状況

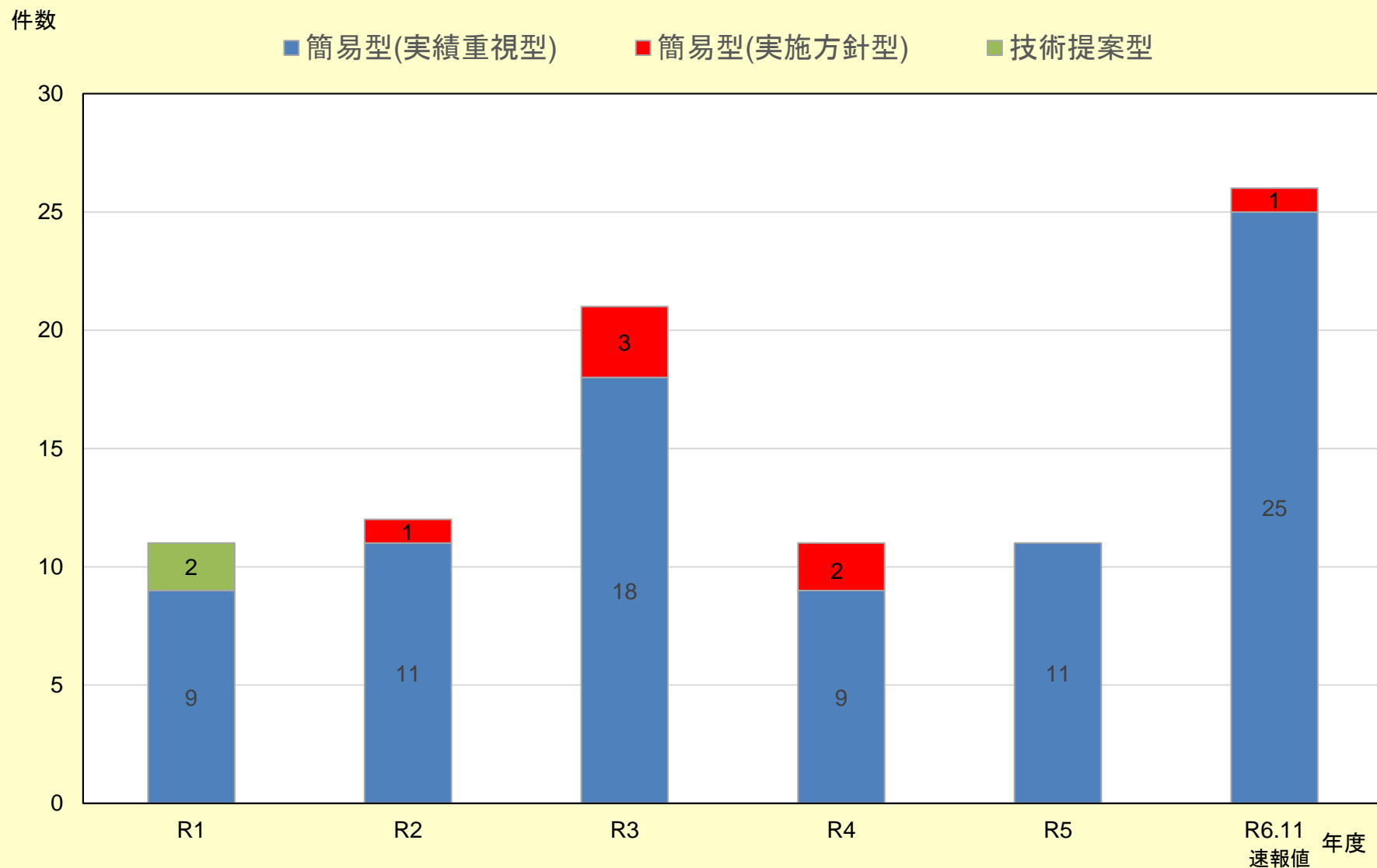


2)-1 総合評価方式の実施状況（土木設計業務の実施状況）



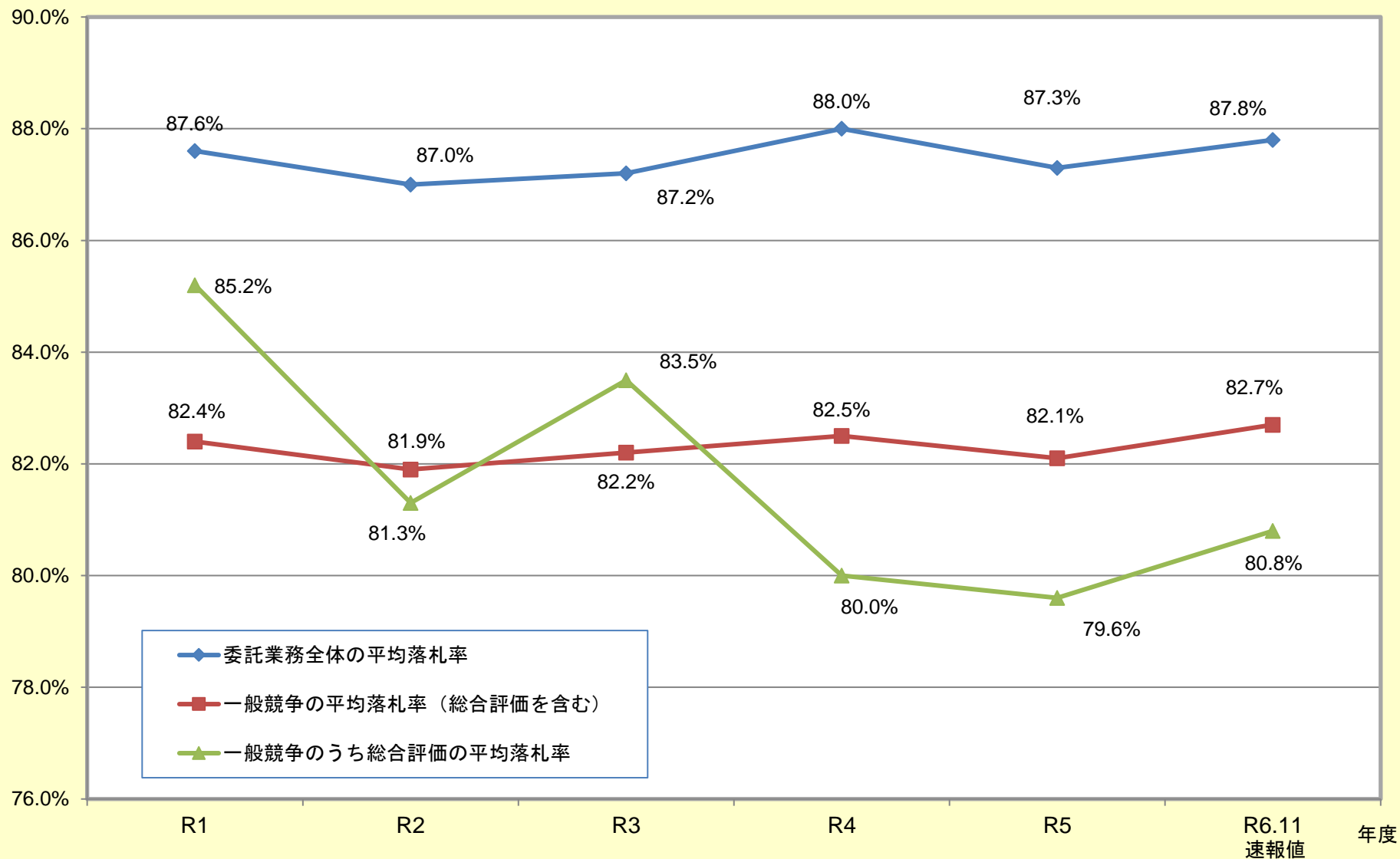


2)-2 総合評価方式の実施状況 (タイプ別実施件数)



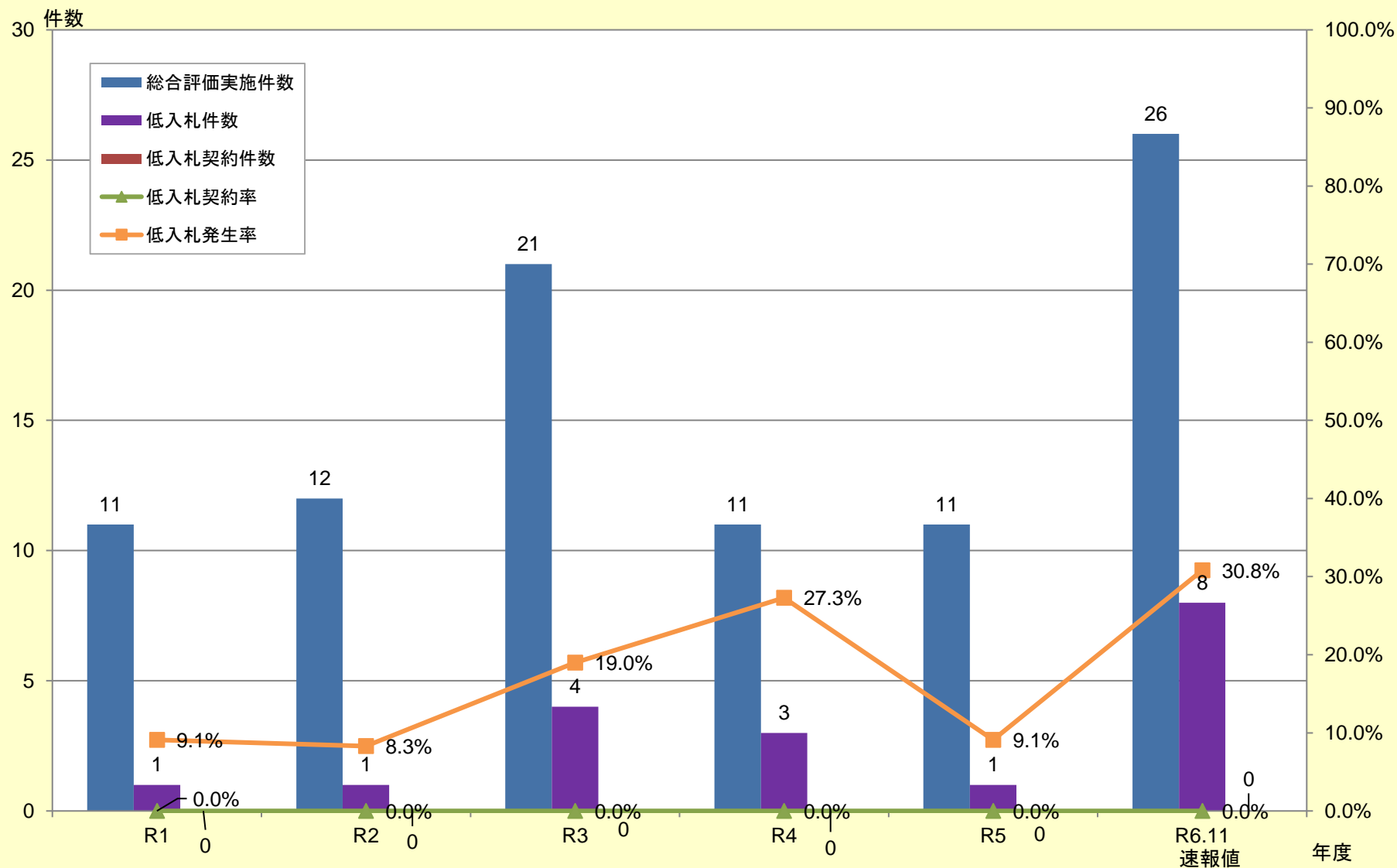


2)-3 低入札対策（入札方式別の落札率）





2)-4低入札の発生状況（総合評価方式）





議事1 令和6年度 埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況等

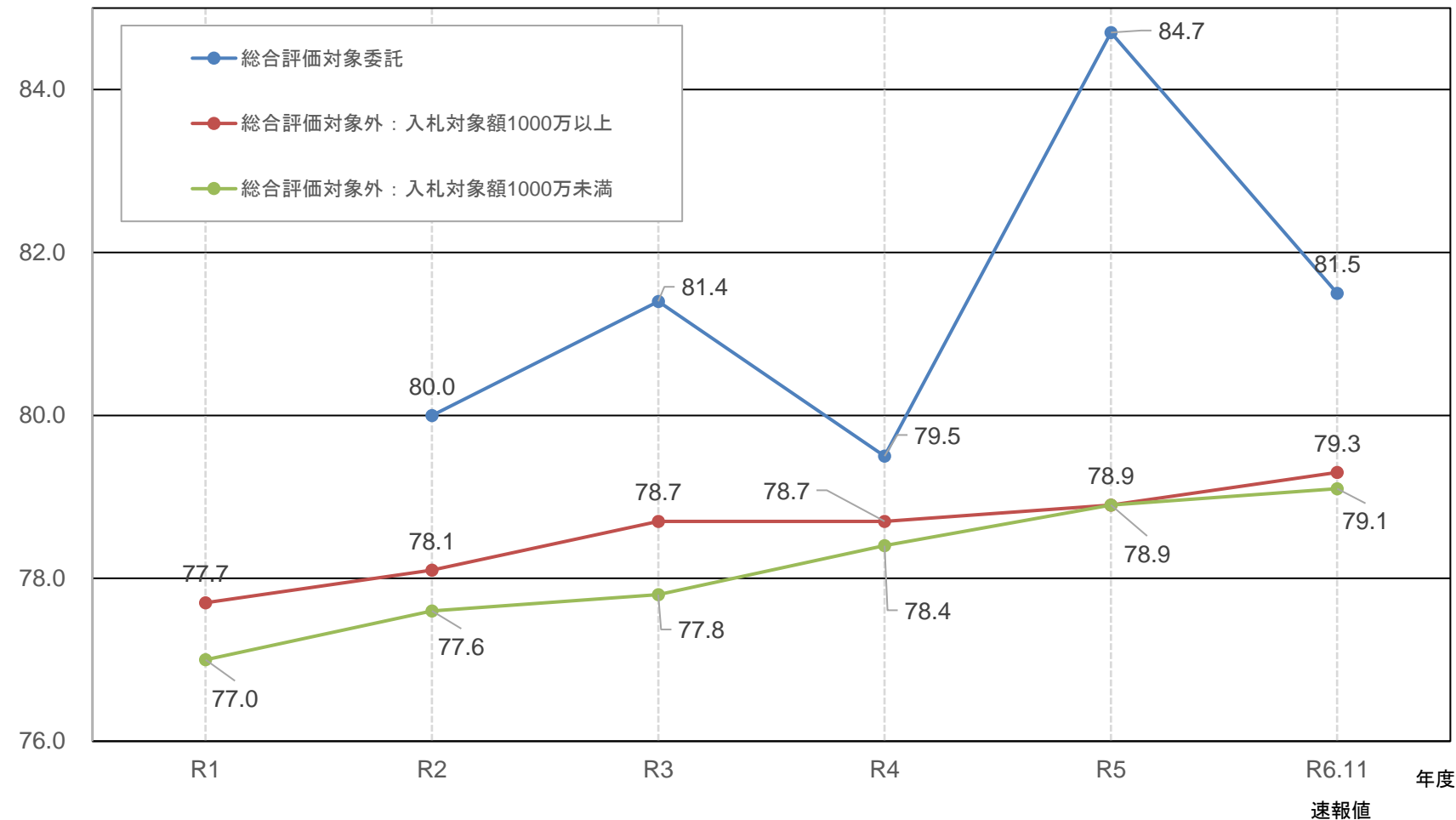
(2) 委託

3) 総合評価方式の効果



3)-1 総合評価方式の効果 (土木設計業務等成績評定の推移)

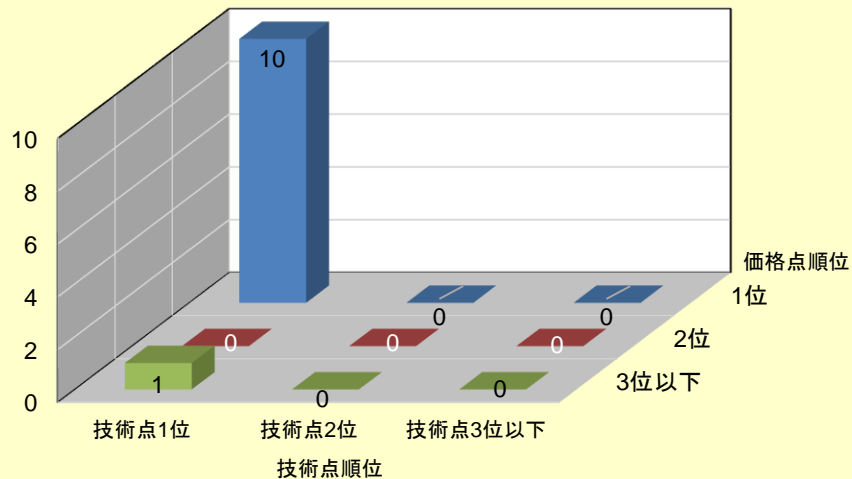
成績(点)



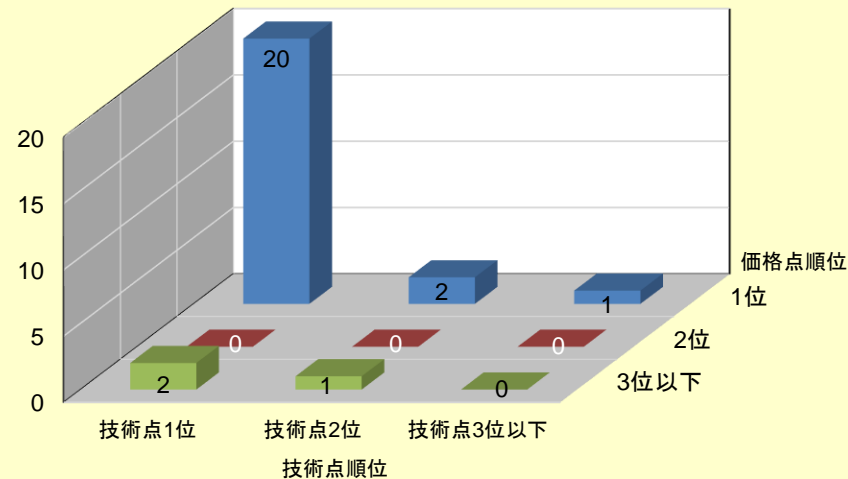


3)-2総合評価方式の効果（技術点と価格点別の契約状況）

価格点順位と技術点順位の関係（R5年度）



価格点順位と技術点順位の関係（R6年11月末速報値）



構成比

令和5年度		技術点			
		1位	2位	3位以下	
価格点	1位	90.9%	0.0%	0.0%	90.9%
	2位	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	3位以下	9.1%	0.0%	0.0%	9.1%
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

構成比

令和6年 11月末		技術点			
		1位	2位	3位以下	
価格点	1位	76.9%	7.7%	3.8%	88.5%
	2位	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	3位以下	7.7%	3.8%	0.0%	11.5%
		84.6%	11.5%	3.8%	100.0%



【資料2】

議事2

令和7年度

埼玉県総合評価方式改定方針（案）



議事2 令和7年度 埼玉県総合評価方式改定方針（案）

（1）工事

1）アンケート調査、業界からの意見・要望

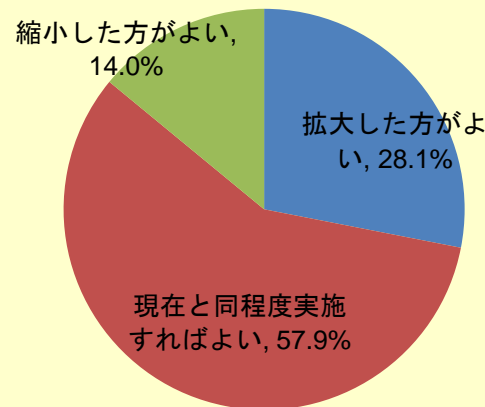


1) アンケート調査結果（工事）①

令和5年度埼玉県発注工事で設計額(税込み)1千万円以上の工事のうち約2割で総合評価方式を実施しています。

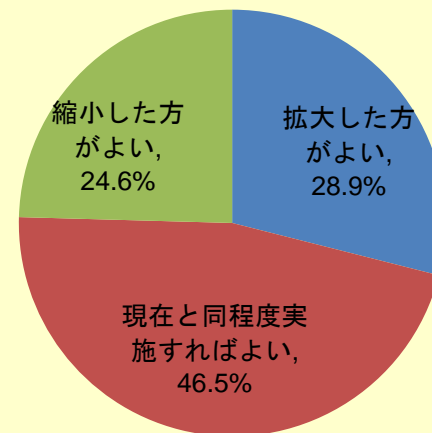
Q 設計金額2億円以上の総合評価方式での工事発注方針についてどのように考えますか。

	回答	割合
拡大した方がよい	32	28.1%
現在と同程度実施すればよい	66	57.9%
縮小した方がよい	16	14.0%
合計	114	100.0%



Q 設計金額2億円未満の総合評価方式での工事発注方針についてどのように考えますか。

	回答	割合
拡大した方がよい	33	28.9%
現在と同程度実施すればよい	53	46.5%
縮小した方がよい	28	24.6%
合計	114	100.0%

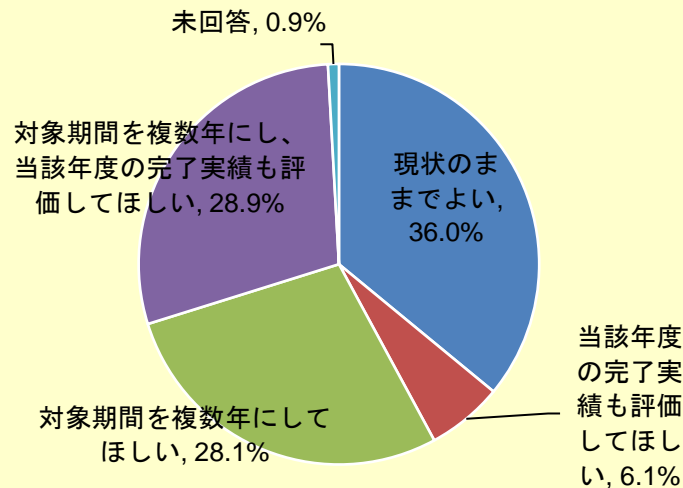




1) アンケート調査結果（工事）②

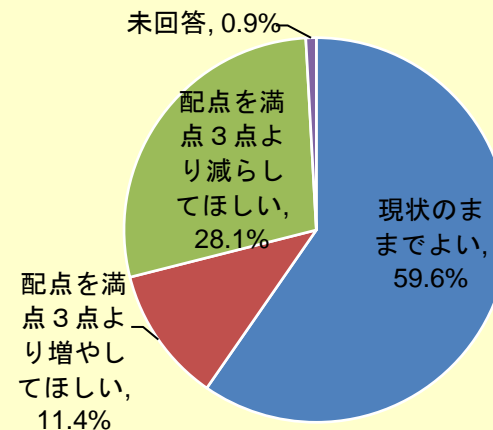
Q 難工事完了実績の評価において、対象期間を過去1年度間としていることについて伺います。

	回答	割合
現状のままでよい	41	36.0%
当該年度の完了実績も評価してほしい	7	6.1%
対象期間を複数年にしてほしい	32	28.1%
対象期間を複数年にし、当該年度の完了実績も評価してほしい	33	28.9%
未回答	1	0.9%
合計	114	100.0%



Q 難工事完了実績の評価において、件数に応じて3点まで加点していることについて伺います。

	回答	割合
現状のままでよい	68	59.6%
配点を満点3点より増やしてほしい	13	11.4%
配点を満点3点より減らしてほしい	32	28.1%
未回答	1	0.9%
合計	114	100.0%

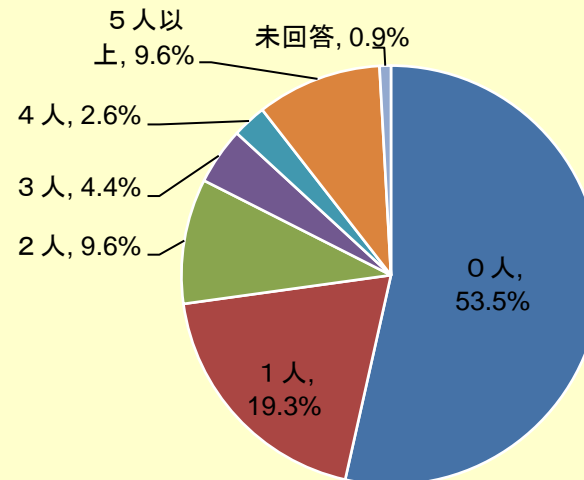




1) アンケート調査結果（工事）③

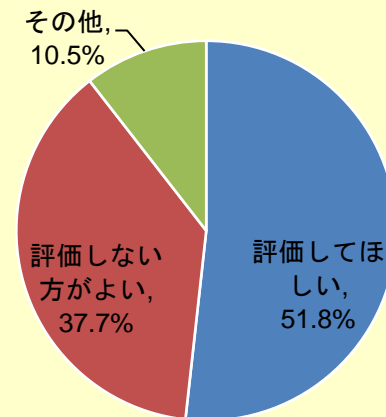
Q 貴社に現場代理人又は技術者となる女性技術者は何名いますか。

	回答	割合
0人	61	53.5%
1人	22	19.3%
2人	11	9.6%
3人	5	4.4%
4人	3	2.6%
5人以上	11	9.6%
未回答	1	0.9%
合計	114	100.0%



Q 女性技術者の現場代理人又は技術者としての配置を評価することについて、伺います。

	回答	割合
評価してほしい	59	51.8%
評価しない方がよい	43	37.7%
その他	12	10.5%
合計	114	100.0%



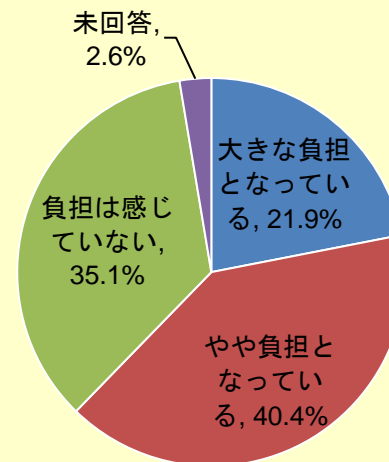


1) アンケート調査結果（工事）④

手持ち工事量の評価は、手持ち工事量比率（当該年度受注額÷過去3年度間受注率の平均）によるものとしています。

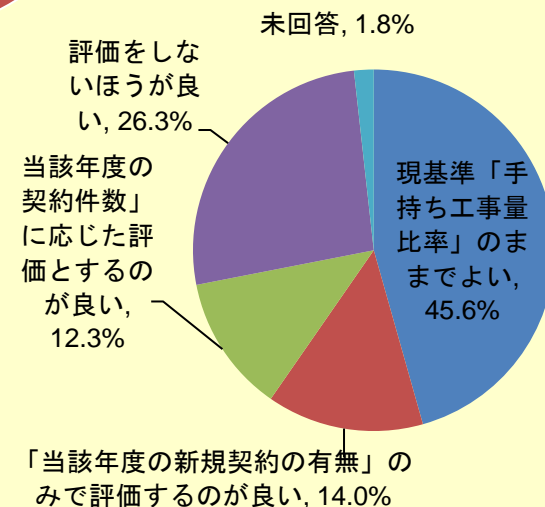
Q 手持ち工事量比率の算出及び技術資料作成に伴う事務について、伺います。

	回答	割合
大きな負担となっている	25	21.9%
やや負担となっている	46	40.4%
負担は感じていない	40	35.1%
未回答	3	2.6%
合計	114	100.0%



Q 手持ち工事量の評価基準について、伺います。

	回答	割合
現基準「手持ち工事量比率」のままでよい	52	45.6%
「当該年度の新規契約の有無」のみで評価するのが良い	16	14.0%
当該年度の契約件数に応じた評価とするのが良い	14	12.3%
評価をしないほうが良い	30	26.3%
未回答	2	1.8%
合計	114	100.0%



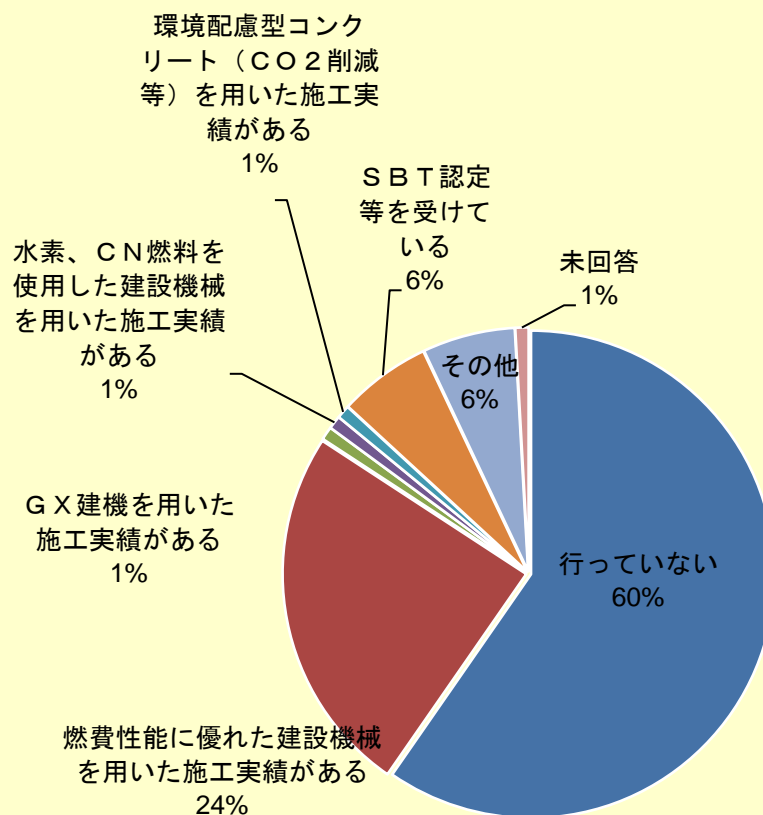


1) アンケート調査結果（工事）⑤

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

Q カーボンニュートラルに向けた取組について伺います。

	回答	割合
行っていない	68	59.6%
燃費性能に優れた建設機械を用いた施工実績がある	28	24.6%
GX建機を用いた施工実績がある	1	0.9%
水素、CN燃料を使用した建設機械を用いた施工実績がある	1	0.9%
環境配慮型コンクリート(CO2削減等)を用いた施工実績がある	1	0.9%
SBT認定等を受けている	7	6.1%
その他	7	6.1%
未回答	1	0.9%
合計	114	100.0%

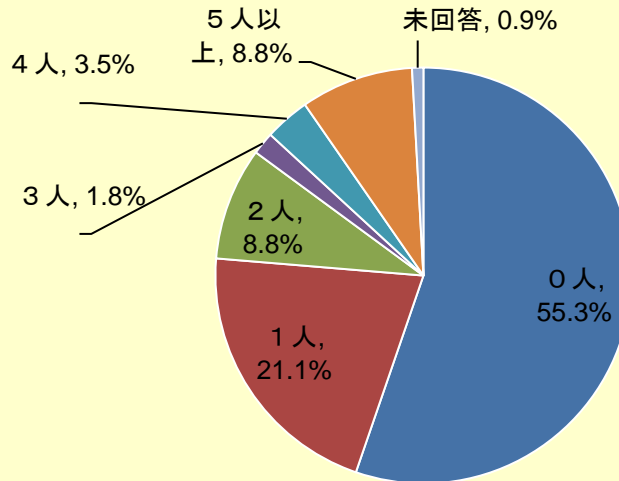




1) アンケート調査結果（工事）⑥

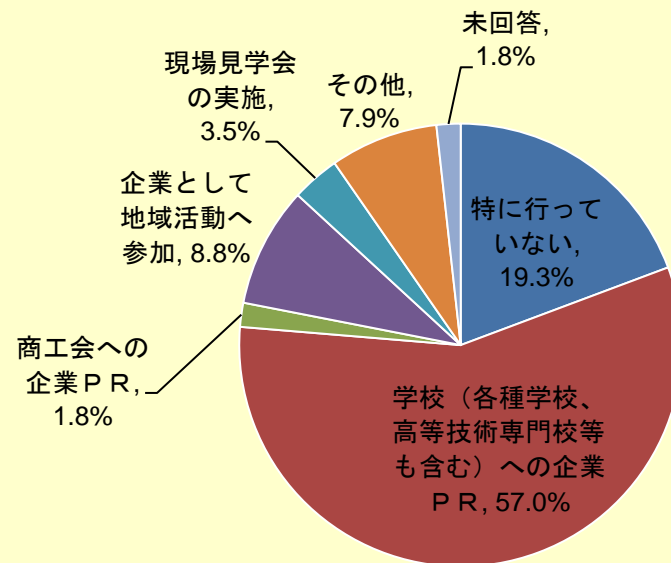
Q 現場代理人や技術者に替わり書類業務を担う職員（例：建設ディレクター）の在籍状況について伺います。

	回答	割合
0人	63	55.3%
1人	24	21.1%
2人	10	8.8%
3人	2	1.8%
4人	4	3.5%
5人以上	10	8.8%
未回答	1	0.9%
合計	114	100.0%



Q 入職促進の取組について伺います。

	回答	割合
特に行っていない	22	19.3%
学校（各種学校、高等技術専門校等も含む）への企業PR	65	57.0%
商工会への企業PR	2	1.8%
企業として地域活動へ参加	10	8.8%
現場見学会の実施	4	3.5%
その他	9	7.9%
未回答	2	1.8%
合計	114	100.0%

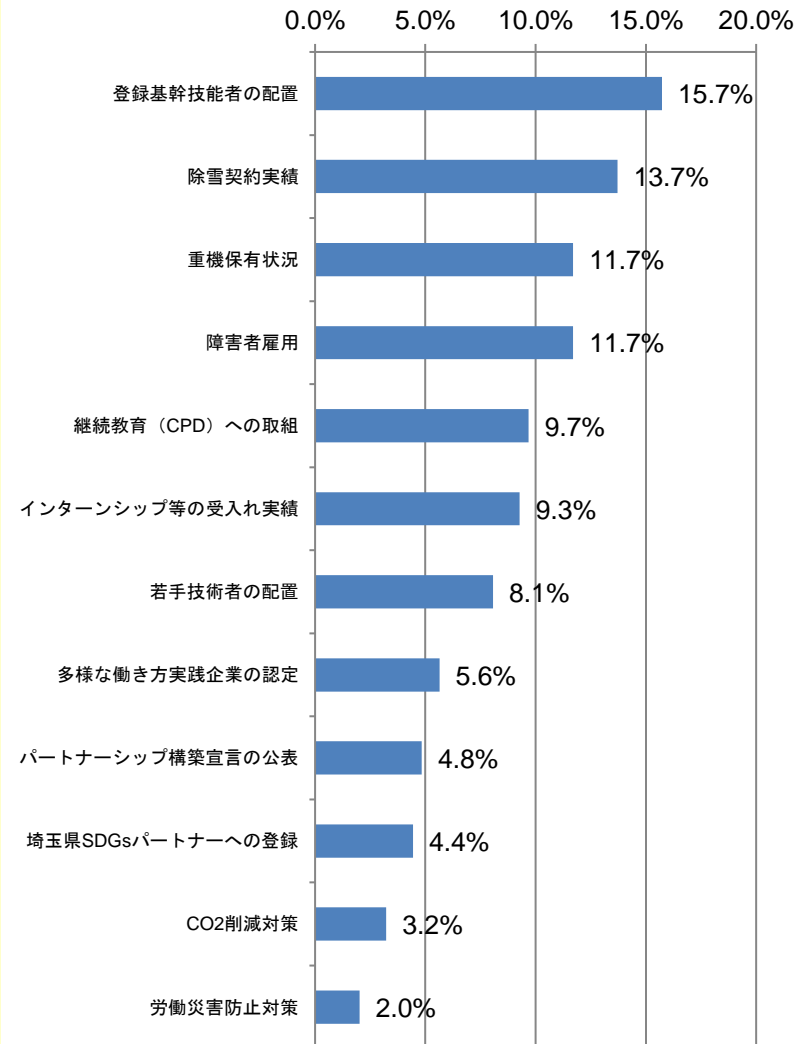




1) アンケート調査結果（工事）

Q 現在の選択項目で加点項目としない方が良い評価項目はありますか。【3つまで選択可】

	回答	割合
登録基幹技能者の配置	39	15.7%
除雪契約実績	34	13.7%
重機保有状況	29	11.7%
障害者雇用	29	11.7%
継続教育（CPD）への取組	24	9.7%
インターンシップ等の受入れ実績	23	9.3%
若手技術者の配置	20	8.1%
多様な働き方実践企業の認定	14	5.6%
パートナーシップ構築宣言の公表	12	4.8%
埼玉県SDGsパートナーへの登録	11	4.4%
CO2削減対策	8	3.2%
労働災害防止対策	5	2.0%
合計	248	100.0%





1) アンケート自由記述（工事）

【アンケート自由記述（抜粋）】

- 総合評価の発注は増やしてほしい。
- 県内に係る事項を評価項目としない総合評価案件を検討していただきたい。
- 地域の為に貢献している地元業者が受注しやすい評価方式を採用してほしい。
- 添付する技術資料について、可能な限り県でデータ化するなど事務手続きの軽減に努めていただきたい。
- 落札業者決定までの時間を短縮してほしい。



1) 業界からの要望（工事）

【業界からの要望】

○実績重視型は、企業としても簡易的であるため応札しやすく、工事事績が考慮される方式であるが、適用が舗装工事にほとんど限定されているため、他工種にも普及拡大してほしい。

○発注者が総合評価方式の案件を増やし、多くの企業が応札しやすくしていくためには、入札手続きの簡素化が必要である。企業の技術能力や社会的貢献度などをデータベース化して総合評価方式の手続きを簡素化することについて検討してほしい。

○評価項目数が増加しており、総合評価落札方式が真に技術力等で競えるような制度となるよう、直接的に企業の技術力に関わらない評価項目については見直しをお願いしたい。

○やむを得ない理由により工事を休止するなど工期を延期した際には、技術者を変更しなければならない場合がある。受注者の責ではない工期延期により技術者を変更する場合には、技術者の実績要件等の条件を緩和することについて検討してほしい。

○「難工事」について、「難工事」指定されていない工事でも施工難易度としては「難工事」だと感じる現場が多数存在する。「難工事」指定については、適切に指定を行ってほしい。



議事2 令和7年度 埼玉県総合評価方式改定方針（案）

（1）工事

2）令和7年度の改定方針（案）



2) 令和7年度の改定方針（案）

【改定の方針】

- 社会の動向・要請に対応した評価項目の見直しを行う。
- 運用上の課題、手続きの簡素化のための見直しを行う。



○評価項目の新規設定

- ・誰もが働きやすい企業
⇒アライチャレンジ企業登録制度の登録を評価 **R5年度審査委員会承認済**
- ・女性技術者の配置
⇒女性技術者の配置を評価
- ・カーボンニュートラルの取組
⇒低炭素型建設機械およびGX建設機械、バイオ燃料の使用を評価

○評価項目の修正

- ・難工事完了実績
⇒標準及び特定課題パッケージに選択評価項目として追加。
- ・手持ち工事量
⇒評価基準を変更、配点を細分化

○評価項目の廃止

- ・4週8休を確保した工事実績 **R5年度審査委員会承認済**



議事2 令和7年度 埼玉県総合評価方式改定方針（案）

（1）工事

3）改定内容



3) 改定内容① (評価項目の新規設定：誰もが働きやすい企業)

サ (イ) 誰もが働きやすい企業

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P 5 1
(イ) 誰もが働きやすい企業	埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定*1、2を受けている。且つ、 埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」*1、3に登録している。	1.0	/1.0	①
	埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定*1、2を受けている。	0.5		
	埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」*1、3に登録している。	0.5		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

・評価項目「誰もが働きやすい企業」として、「アライチャレンジ企業登録制度」の登録を既存の多様な働き方実践企業と統合した評価項目として評価する。

※「アライチャレンジ企業登録制度」とは

県内に活動拠点を有する企業や事業所が、性の多様性に配慮し働きやすい環境づくりに取り組んだ状況を登録し、見える化する制度。



3) 改定内容② (評価項目の新規設定：女性技術者の配置)

サ(ウ) 若手技術者・女性技術者の配置

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P 5 1
(ウ) 若手技術者*1、*2、*3・女性技術者の配置*2、*3	若手技術者・女性技術者を、当該工事における主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、現場代理人に配置する。 若手技術者・女性技術者は主任技術者又は監理技術者の資格要件*4を満たす者とする。	4.0	/4.0	①
	若手技術者・女性技術者を、当該工事における現場代理人として配置する。	2.0		
	若手技術者・女性技術者を、当該工事における担当技術者*5として配置する。	1.0		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

- ・評価項目「若手技術者・女性技術者の配置」として、「女性技術者の配置」を、既存の「若手技術者の配置」と統合した評価項目として評価する。

※なお、特定課題パッケージ「若手育成型」を「若手・女性登用型」に名称変更する。



3) 改定内容③ (評価項目の新規設定：カーボンニュートラルの取組)

コ(オ) カーボンニュートラルの取組

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P 5 1
(エ) カーボンニュートラルの取組	次のいずれかに該当する。 ① 国土交通省が認定した低炭素型建設機械またはGX建設機械*1を当該工事に使用する。 ② 当該工事で使用する建設機械等にバイオ燃料*2を使用する。	0.5	/0.5	① ④
	上記に該当しない。	0		

・カーボンニュートラルの取組の啓発のため、当該工事において、低炭素型建設機械またはGX建設機械、バイオ燃料を使用する場合に評価する。

- ・評価対象となる建設機械は、国土交通省のホームページにて公表されている。
- ・バイオ燃料は軽油代替燃料であるB5軽油又はGTL軽油とする。



3) 改定内容④ (評価項目の修正：難工事完了実績)

キ (ア) 難工事完了実績

種別	評価項目		配点 *1	技術提案型		評価項目 選択型	簡易型											
				A タイプ	B タイプ		パッケージ型											
	標準パッケージ						特定課題パッケージ											
	土木 型	建築 型					設備 型	若手・ 女性 登用型		地域 担手型		実績重視 型						
点				点		点												
	大項目	小項目																
	キ 企業の技術能力	(ア) 難工事完了実績	3	○	○	○	○	○	○	○	1	○	1	○	1	○		

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P 5 1
(ア) 難工事完了実績*1、*2、*3	当該発注課所*4が指定した難工事の完了実績が、過去1年度間に3件以上ある。	3.0 [1.0]	/3.0 [1.0]	④
	当該発注課所*4が指定した難工事の完了実績が、過去1年度間に2件ある。	2.0 [0.6]		
	当該発注課所*4が指定した難工事の完了実績が、過去1年度間に1件ある。	1.0 [0.3]		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

・「難工事完了実績」を標準及び特定課題パッケージに選択評価項目として追加。

(現ガイドラインver19では、技術提案型、評価項目選択型、土木型のみで選択可)

※なお、特定課題パッケージでは配点を1点とする。([] 内の配点を適用)



3) 改定内容⑤ (評価項目の修正：手持ち工事量・廃止：4週8休を確保した工事実績)

ス (ウ) 手持ち工事量

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P 5 1
(ウ) 手持ち工事量 * 1、* 2	県発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が0.2未満、または当該年度及び過去3年度間の契約がない。	1.0 [2.0] * ⁵	/1.0 [2.0] * ⁵	②、⑦
	県発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が0.2以上0.4未満	0.8 [1.6] * ⁵		
	県発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が0.4以上0.6未満	0.6 [1.2] * ⁵		
	県発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が0.6以上0.8未満	0.4 [0.8] * ⁵		
	県発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が0.8以上1未満	0.2 [0.4] * ⁵		
	県発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が1以上、または当該年度の契約がありかつ過去3年度間の契約がない。	0 [0] * ⁵		

・評価基準の比率を従前の「受注額」から「受注件数」によるものに見直す。

※手持ち工事件数比率＝（当該年度契約件数）÷（過去3年度間契約件数の平均）

・配点の細分化（3段階から6段階へ）を行う。

サ (工) 4週8休を確保した工事実績

・廃止（令和6年度から原則全ての土木工事で週休2日制（発注者指定型）として発注）



議事2 令和7年度 埼玉県総合評価方式改定方針（案）

（1）工事

4）令和8年度以降の改定に向けた事前周知について



4) 令和8年度以降の改定に向けた事前周知【工事】

令和8年度以降の改定に向けた事前周知

将来の評価基準変更に関する計画を入札参加者に事前周知する。

【令和8年度ガイドラインで廃止】

- ISO14001及びISO9001の評価項目の廃止 R5年度審査委員会承認済
(企業の環境及び品質マネジメントシステムの各企業への浸透に伴い廃止)
- 新製品・新技術の評価項目の廃止 R5年度審査委員会承認済
(県の新製品・新技術紹介制度への登録数が少ないため、
NETIS登録の評価に集約)
- ICT活用工事の評価項目について
(現在の評価項目を廃止し、実績を評価する項目に変更)
- CCUS活用工事の評価項目について
(現在の評価項目を廃止し、実績を評価する項目に変更)



4) 令和8年度以降の改定に向けた事前周知【工事】

新規／廃止評価項目名			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ISO14001及びISO9001 【工事・委託】	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度事前周知 令和8年7月以降の評価項目から廃止 令和5年度に更新した企業の次期更新時期は令和8年度 	運用	Ver19運用 (R7.6月まで)	Ver20運用 (R8.6月まで)	R8.6月までで廃止	
		周知期間	廃止周知期間（令和6年4月～令和8年6月）			
新製品・新技術 【工事】	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度事前周知 令和8年7月以降の評価項目から廃止 令和5年度に新製品・新技術を登録した企業の評価期間（令和6年～令和10年の5年間） 	運用	Ver19運用 (R7.6月まで)	Ver20運用 (R8.6月まで)	R8.6月までで廃止	
		周知期間	廃止周知期間（令和6年4月～令和8年6月）			
ICT活用工事の実施 【工事】	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年7月以降の評価項目から現在の評価項目を廃止、実績を評価する項目に変更 ICT活用工事の実績を有する企業の増加に伴い切り替え 	運用	Ver19運用 (R7.6月まで)	Ver20運用 (R8.6月まで)	Ver21運用 (R8.7月以降) から切り替え	
		周知期間	切り替え周知期間（令和6年4月～令和8年6月）			
CCUS活用工事の実施 【工事】	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年7月以降の評価項目から現在の評価項目を廃止、実績を評価する項目に変更 CCUS活用工事の実績を有する企業の増加に伴い切り替え 	運用	Ver19運用 (R7.6月まで)	Ver20運用 (R8.6月まで)	Ver21運用 (R8.7月以降) から切り替え	
		周知期間	切り替え周知期間（令和6年4月～令和8年6月）			



議事2 令和7年度 埼玉県総合評価方式改定方針（案）

（2）委託

1）アンケート調査、業界からの意見・要望

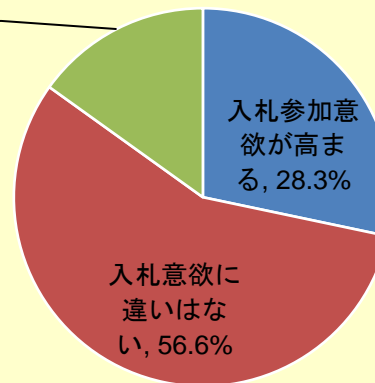


1) アンケート調査結果（委託）①

Q 総合評価方式による入札の、一般競争入札（価格のみ）に比べた入札意欲を伺います。

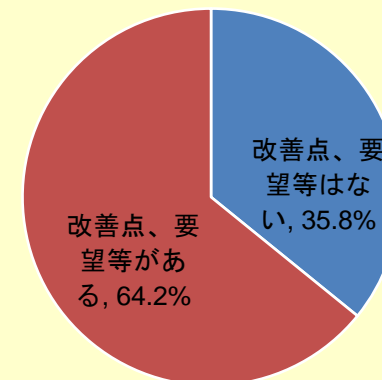
	回答	割合
入札参加意欲が高まる	15	28.3%
入札意欲に違いはない	30	56.6%
入札参加意欲が低下する	8	15.1%
	53	100.0%

入札参加意欲が低下する, 15.1%



Q 現在の総合評価方式について、改善が必要と思われる点や要望がありますか。

	回答	割合
改善点、要望等はない	19	35.8%
改善点、要望等がある	34	64.2%
合計	53	100.0%

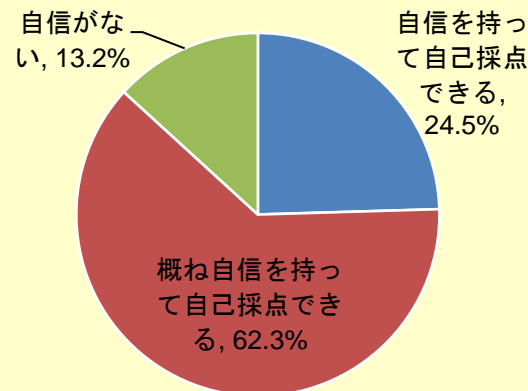




1) アンケート調査結果（委託）②

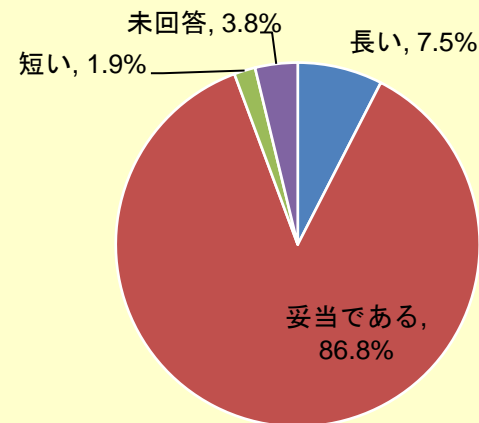
Q 簡易型（実績重視型および地域担手型）では、自己採点方式を採用しておりますが、自己採点申請書に記載する「自己採点」について、どのように感じていますか。

	回答	割合
自信を持って自己採点できる	13	24.5%
概ね自信を持って自己採点できる	33	62.3%
自信がない	7	13.2%
合計	53	100.0%



Q 企業の技術能力「同種・類似業務の実績」は、標準として”過去10年度間”を評価していることについて伺います。

	回答	割合
長い	4	7.5%
妥当である	46	86.8%
短い	1	1.9%
未回答	2	3.8%
合計	53	100.0%

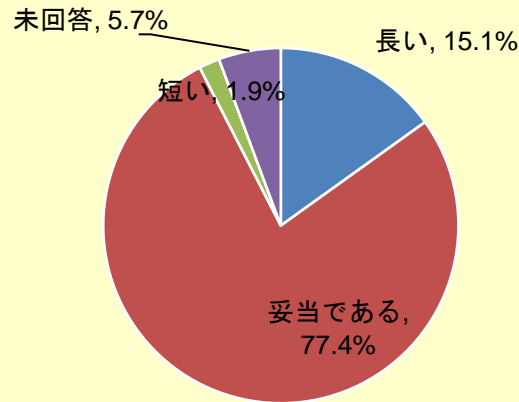




1) アンケート調査結果（委託）③

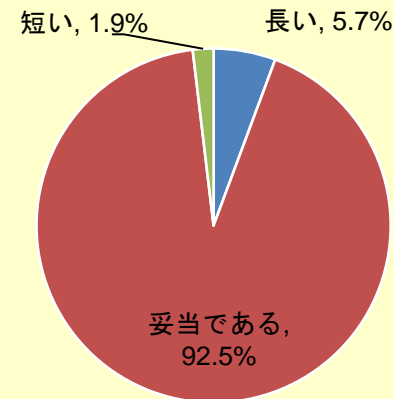
Q 企業の技術能力、「業務成績評定」は、標準として”過去4年度間の県発注業務の成績評定点の平均点”を評価していることについて伺います。

	回答	割合
長い	8	15.1%
妥当である	41	77.4%
短い	1	1.9%
未回答	3	5.7%
合計	53	100.0%



Q 配置予定技術者の「同種・類似業務の実績」は、標準として”過去10年度間”を評価していることについて伺います。

	回答	割合
長い	3	5.7%
妥当である	49	92.5%
短い	1	1.9%
合計	53	100.0%

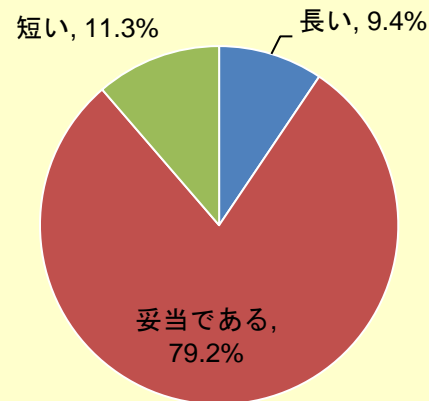




1) アンケート調査結果（委託）④

Q 配置予定技術者の「業務成績評価」は、標準として”過去4年度間の県発注業務の成績評定点の平均点”を評価していることについて伺います。

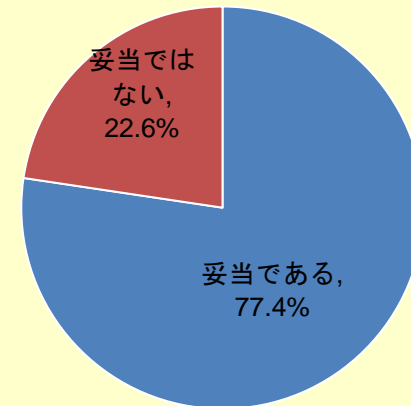
	回答	割合
長い	5	9.4%
妥当である	42	79.2%
短い	6	11.3%
合計	53	100.0%



Q 国では技術者資格の評価順位を、①技術士、博士、②国土交通省認定技術者資格、③国土交通省認定技術者資格に登録されていないRCCM、土木学会認定土木技術者資格の順と定めています。

技術者の保有する資格の評価を明確にするため、国に準じて技術者資格の評価順位を定めることを検討していますが、このことについて伺います。

	回答	割合
妥当である	41	77.4%
妥当ではない	12	22.6%
合計	53	100.0%

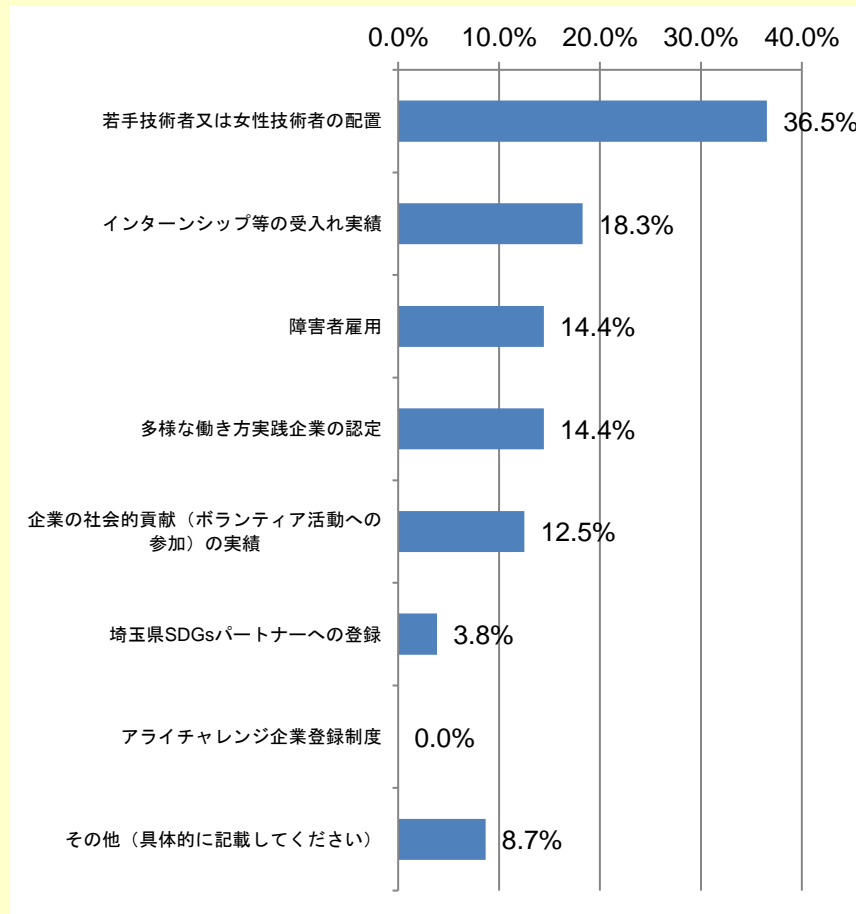




1) アンケート調査結果（委託）⑤

Q 総合評価で加点した方が良い評価項目がありますか。【3つまで選択可】

	回答	割合
若手技術者又は女性技術者の配置	38	36.5%
インターンシップ等の受入れ実績	19	18.3%
障害者雇用	15	14.4%
多様な働き方実践企業の認定	15	14.4%
企業の社会的貢献（ボランティア活動への参加）の実績	13	12.5%
埼玉県SDGsパートナーへの登録	4	3.8%
アライチャレンジ企業登録制度	0	0.0%
その他（具体的に記載してください）	9	8.7%
合計	104	100.0%





1) アンケート自由記述（委託）

【アンケート自由記述（抜粋）】

- 地元企業育成のため、県内本店（地元企業）が評価される総合評価を行ってほしい。
- 総合評価方式により、成果品の品質向上、若手技術者の育成、担い手確保などが期待できる。導入を進めてもらいたい。
- 総合評価方式はどのような案件に、何を重視して適用されるのか明確にしてもらいたい。
- 同じ業者が落札する傾向があるため、案件に応じて選択評価項目を多くするなどの改善をお願いしたい。
- 案件に応じて一般競争入札とするなど、新規参入や企業の実績確保も考慮してもらいたい。
- 管理技術者の手持ち業務数について、評価基準となる業務数を増やしてほしい。



1) 業界からの要望（委託）

【業界からの要望】

○建設工事の埼玉県総合評価方式と同様に、担い手確保・育成に関する取組として、インターンシップ等の受入れ実績、多様な働き方実践企業認定証、若手技術者の配置等の評価をしてもらいたい。

○総合評価方式のさらなる発注をしてもらいたい。また、地域コンサルタント企業の育成のため、地域要件や同種実績をより重視した総合評価方式での発注について、検討してもらいたい。

○総合評価方針の拡大、また、地域の実情を踏まえた入札条件（地域在住技術者や県内実績に限った案件）の加点の設定をお願いしたい。



議事2 令和7年度 埼玉県総合評価方式改定方針（案）

（2）委託

2）令和7年度の改定方針（案）



2) 令和7年度の改定方針（案）

【改定の方針】

- 社会の動向・要請に対応した評価項目の見直しを行う。
- 運用上の課題、手続きの簡素化のための見直しを行う。



○評価項目の新規設定

- ・ 企業の手持ち業務数

⇒例年に比べ受注に恵まれていない企業に加点する評価項目を追加

○評価項目の修正

- ・ 技術者評価における保有する資格

⇒評価する資格を明確にするため修正



議事2 令和7年度 埼玉県総合評価方式改定方針（案）

（2）委託

3）改定内容



3) 改定内容① (評価項目の新規設定：企業の手持ち業務数)

エ (ア) 企業の手持ち業務数

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P35}
(ウ) 企業の手持ち業務数* ^{1、2}	県発注業務（業種：〇〇* ³ ）の手持ち業務件数比率* ⁴ が0.2未満、または当該年度及び過去3年度間の契約がない。	1.0	/1.0	②、⑦
	県発注業務（業種：〇〇* ³ ）の手持ち業務件数比率* ⁴ が0.2以上0.4未満	0.8		
	県発注業務（業種：〇〇* ³ ）の手持ち業務件数比率* ⁴ が0.4以上0.6未満	0.6		
	県発注業務（業種：〇〇* ³ ）の手持ち業務件数比率* ⁴ が0.6以上0.8未満	0.4		
	県発注業務（業種：〇〇* ³ ）の手持ち業務件数比率* ⁴ が0.8以上1未満	0.2		
	県発注業務（業種：〇〇* ³ ）の手持ち業務件数比率* ⁴ が1以上、または当該年度の契約がありかつ過去3年度間の契約がない。	0		

- 例年に比べ受注に恵まれていない企業に加点する評価項目を追加する。
- 評価基準の比率は「受注件数」によるものとする。

※手持ち業務件数比率 = (当該年度契約件数) ÷ (過去3年度間契約件数の平均)



3) 改定内容② (評価項目の修正：技術者評価における保有する資格)

＜技術者評価（管理技術者、技術監理者）＞ 配置予定技術者の技術能力
 力（ア）保有する資格 ≪測量及び地質・土質調査業務では原則適用しない≫

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P35
(ア) 保有する資格* ¹	技術士（●●部門（科目））* ² を保有している。	1.0	/1.0	①
	国土交通省登録技術者資格（RCCM（●●部門）など）または専門資格（●●）を保有している。* ² 、* ³ 、* ⁴	0.5		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

＜技術者評価（担当技術者）＞ 配置予定技術者の技術能力
 ク（ア）保有する資格 ≪測量及び地質・土質調査業務では、原則適用しない≫

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P35
(ア) 保有する資格* ¹	技術士（●●部門（科目））、国土交通省登録技術者資格（RCCM（●●部門）など）または専門資格（●●）を保有している。* ² 、* ³ 、* ⁴	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		



3) 改定内容② (評価項目の修正：技術者評価における保有する資格)

＜技術者評価（照査技術者）＞ 配置予定技術者の技術能力
 ケ（ア）保有する資格 ‹地質・土質調査業務では、原則適用しない›

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P35
(ア) 保有する資格*1	技術士（●●部門（科目））*2を保有している。	0.5	/0.5	①
	国土交通省登録技術者資格（RCCM（●●部門）など）または専門資格（●●）を保有している。*2、*3、*4	0.25		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

- 求める資格の設定を明確にするため記載の修正を行う。
- 国土交通省登録技術者資格の資格登録簿は国土交通省のホームページに掲載されている。



議事2 令和7年度 埼玉県総合評価方式改定方針（案）

（2）委託

4）令和8年度以降の改定に向けた事前周知について



4) 令和8年度以降の改定に向けた事前周知【委託】

令和8年度以降の改定に向けた事前周知

将来の評価基準変更に関する計画を入札参加者に事前周知する。

【令和8年度ガイドラインで廃止】

- ISO14001及びISO9001の評価項目の廃止 R5年度審査委員会承認済
(企業の環境及び品質マネジメントシステムの各企業への浸透に伴い廃止)